

第2編

災害予防対策

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災機能の強化

市をはじめ関係機関は、災害時の安全性を確保するため、市街地の面的整備や防災空間の確保、都市基盤施設の防災機能の強化、土木構造物の耐震対策の実施、ライフライン施設の災害対応力の強化、公共交通機関施設の災害対応力の強化などによって都市防災機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

都市の防災機能の強化に当たっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、市民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」を活用するものとする。

市及び府は、それぞれのまちの災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

また、市は、「災害危険度判定調査」の実施及び公表に努めるとともに、「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進する。

第1 市街地の整備

1 市街地の面的整備

市は、災害に強いまちづくりを促進するため、老朽木造住宅が密集し、道路、公園等の防災関連施設が整っていない地域などについては、市民の理解と協力を得ながら、面的市街地整備事業を推進し、地域の環境保全や防災性の向上を図る。特に、柏原駅前については、府で「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」に指定されており、府の「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」を踏まえて、都市防災、公共施設の緊急な整備と住宅施設、商業施設の整備を考慮し、市街地再開発事業を推進する。

また、密集市街地における各種住環境整備事業を推進するとともに、既成市街地及びその周辺の地域において、無秩序な市街化の防止、良好な住宅用地の供給、都市基盤施設の整備、生活環境の整備改善とあわせて、都市災害の防止を図るため、土地区画整理事業の推進に努める。

2 市街地の不燃化の促進

(1) 防火地域等の指定

地震時の火災、大規模市街地火災等を防止するため、防火地域、準防火地域において都市の耐火・不燃化の促進を進める。

(2) 密集市街地の整備

密集市街地地区において、住宅地区改良事業等の各種住環境整備事業の推進により、道路・公園等の都市基盤施設の整備や住環境の改善を図るとともに、建築物の不燃化・耐震化を推進する。

第2 防災空間の確保

公園・緑地、道路、河川等の都市基盤施設は、災害時における避難場所、避難路及び火災の延焼防止のためのオープンスペースとして機能するとともに、応急救助活動、応急物資集積の基地として、また、ヘリポートや災害復興時の仮設住宅の建設地としても活用できる重要な施設である。

このため、市及び関係機関はこれらの都市基盤施設の効果的整備に努め、公共施設等の再編により生まれた新たな空間の保全を含めた防災空間の確保を図る。

また、農地などの貴重なオープンスペースや学校を含む比較的大きな公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。そのため行政財産として役割を終えた公共施設等についても、防災空間となるオープンスペースとして活用に努める。

1 公園・緑地、広場等の整備

(1) 都市公園等の整備

災害時における避難場所の確保、火災の延焼防止、各種災害応急活動の円滑な実施を図るために、都市公園等の体系的な整備を推進する。

このため、一時避難場所となる都市公園や緊急避難の場所となる身近な街区公園等を、その配置や規模等の検討を行いながら計画的に整備する。都市公園の整備に際しては、「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン」(国土交通省国土技術政策総合研究所)、「大阪府防災公園整備指針」(大阪府土木部発行) 及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」(大阪府土木部公園課) を参考にするものとする。

ア 広域避難場所となる都市公園の整備

広域的な避難の用に供するおおむね面積10ha以上の都市公園（面積10ha未満の都市公園で避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となっておおむね面積10ha以上となるものを含む。）整備について検討する。

イ 一時避難場所となる都市公園の整備

近隣の市民が避難する面積1ha以上の都市公園を計画的に整備する。

ウ その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難の場所となる街区公園・広場公園等を計画的に整備する。

(2) 緑地・広場等の整備・保全

火災による延焼防止を図るために、道路、公園・緑地、広場等のオープンスペースの整備を推進するとともに、並木、工場等の大規模施設の周辺緑地、生産緑地、農地、林地の保全に努め、延焼遮断効果の向上を図る。

2 道路・緑道の整備

道路・緑道は、災害時における避難路として、また、消防、救助、救護活動のための緊急車両の通行及び災害応急活動のための物資の緊急輸送などの役割を担うとともに、大規模火災時の延焼遮断帯としても重要な機能を有しているため、その機能充実及び整備に努める。

(1) 避難、緊急輸送等の道路網形成を図るため、避難路、輸送路等の整備を推進する。

(2) 避難路、一時避難場所、広域避難場所及び主要幹線道路を結ぶ交通路のネットワーク化、街路で囲まれた市街地の防火区画化を図るため、都市計画道路の整備を推進する。

(3) 広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路又は幅員10m以上の緑道を整備する。

(4) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存幹線道路等について歩道の拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化や無電柱化、不法占有物件の除去を推進するとともに、沿道建築物の不燃化、工場等の大規模沿道施設の緑化を促進する。

第3 都市基盤施設の防災機能の強化

市及び関係機関は、公園、道路、河川等の都市基盤施設に、災害対策において有効な防災機能の整備を進める。

1 鉄道の連続立体交差化

JR関西本線、近鉄大阪線の連続立体交差化を促進し、地域分断の解消を図る。

2 道路の防災機能の強化

避難路、延焼遮断帯としての機能を強化するため、都市計画道路の整備、幅員の不十分な既存道路の拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化及び無電柱化の検討、不法占有物件の除去に努める。

3 公園等の防災機能の強化

避難場所となる都市公園等における災害応急対策に必要となる施設（応急救助活動・応急物資集積の基地、放送設備、災害時用臨時ヘリポート、災害時用トイレ、かまどベンチ等）の整備を進める。

4 河川・水路の防災機能強化

河岸の河川空間が避難路や延焼遮断機能を有するよう、大和川、石川の河川緑地の整備・形成、原川、恩智川等への緑の配置を促進するほか、災害時には河川・水路の流水が消防水利や生活用水として活用できるよう、適所に階段護岸等を導入するなど、親水性が高い護岸整備等を推進する。

第4 土木構造物の耐震対策

市及び関係機関をはじめ、土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策を進める。

1 基本的考え方

(1) 施設構造物の耐震対策に当たっては、

ア 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動

イ 発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動とともに考慮の対象とする。

(2) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、市の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に則した耐震対策を実施する。

(3) 防災性の向上に当たっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性をもたせるなど都市防災システム全体としての機能確保に努める。

(4) 既存構造物の耐震補強に当たっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。

(5) 旧河川敷等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

2 道路施設

路面への崩落が予想される道路法面等を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに、道路橋・高架道路等の耐震対策を実施する。特に緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づいて補強計画を策定し、道路施設について、耐震性の向上を図る。

一般橋りょう、横断歩道橋等については、定期的に点検を実施し、危険箇所には必要な対策を講じる。

街路灯、道路標識、街路樹等の道路附帯施設については、強風及び地震に対する防災性能の向上を図るために必要な対策を講じる。

3 鉄軌道施設

駅舎、橋りょう、高架部、盛土部、トンネル等の点検を行い、耐震対策を実施する。

4 河川・水路

河川・水路による災害を防止するため、河川・水路の各管理者は、堤防、護岸等の河川構造物を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに、河川構造物の耐震性の向上に努める。

5 ため池等農業用施設

市及びため池管理者は、老朽化が予想されるため池等農業用施設を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに、構造物の耐震性の向上に努める。

6 土砂災害防止施設

府において、急傾斜地崩壊防止施設及び土石流防止施設などについては、必要に応じて耐震対策が図られることとなっている。

第5 ライフライン災害予防対策

ライフライン等にかかわる事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平時から施設・設備の強化と保全に努めるとともに、迅速かつ的確な応急復旧を行うための防災体制を整備する。

1 上水道（市、大阪広域水道企業団）

災害による断水、減水を防止するため、上水道施設の強化と保全に努める。

(1) 水道施設設備の強化

ア 水道施設については、「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐える十分な強度の確保に努める。

イ 净水施設等の拠点施設については、構造物、機械設備及び場内管路の耐震化を図るとともに、管路には耐震性の高い管材料や伸縮可撓性継手等を導入し、耐震管路網の整備に努める。

- 净水池・配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化
 - 医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化
 - 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備
- ウ 耐震型緊急貯水槽の設置、管路の多重化、ループ化、バイパス連絡管等の整備等による補完機能を強化する。
- エ 常時監視並びに巡回点検を実施し、各施設の維持保全に努める。

オ 施設（管路）の老朽度に応じ、老朽管対策事業などに計画的に取組み、更新、予備施設の整備等を計画的に進める。

カ 主要な配水池には飲料水、消防用水の確保のため緊急遮断弁の整備を進める。

キ 河川を横断する水管橋は被災後の復旧に時間を要する施設のため、定期点検、補修の検討、バックアップ体制の強化の検討、実施を進める。

ク 隣接都市及び大阪広域水道企業団との応援協定に基づく相互応援給水を可能とする緊急時用連絡管の整備を進める。

(2) 水道の安定供給

ア 自己水源の確保とともに、大阪広域水道企業団からの安定受水の確保に努める。

イ 水道施設の更新に当たっては、耐震性能の向上を検討する。

2 下水道（市、府）

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設・設備の強化と保全に努める。

(1) 施設整備の新設・増設に当たっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。

(2) 補強・再整備に当たっては、緊急性度等（危険度、安全度、重要度）を考慮して進める。

(3) 下水道施設への流入・流出量、水質や水防情報について、常に把握できるよう集中監視システムを導入整備する。

3 電力供給施設（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

災害による電気の供給停止を防止するため、次のような電力供給施設の強化と保全を図る。

(1) 電力供給施設の耐震性等の確保

発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保を図る。

(2) 電力の安定供給

電気設備の予防点検を行うとともに、電力供給系統の多重化を推進する。

(3) 施設設備の維持保全等

電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

(4) 計画的な整備等

施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

4 ガス供給施設（大阪ガスネットワーク株式会社）

災害によるガスの漏洩を防止するため、次のようなガス供給施設の強化と保全を図る。

(1) ガス供給施設の耐震性確保

製造所・供給所等のガス施設について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と緊急操作設備の充実強化を図る。

(2) ガス導管、継手の耐震性確保

高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。

(3) 施設設備の維持保全等

ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

(4) 計画的な整備等

施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5 電気通信施設（西日本電信電話株式会社関西支店等、ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社）

災害による通信の途絶を防止するため、次のような電気通信設備等の強化と保全を図る。

(1) 電気通信施設等の信頼性向上

電気通信施設の立地に応じた耐水構造化、耐風構造化、地震又は火災に備えた主要通信設備等の耐震・耐火構造化など防災性の強化を推進する。

また、電気通信システムについては、主要な伝送路のマルート構成・ループ構造、主要な中継交換機の分散設置や安全な設置場所の確保、非常用電源の整備などシステムのバックアップ体制の確立を推進する。

重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(2) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(3) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

6 共同溝・電線共同溝の整備

二次災害の防止、ライフラインの安全性及び信頼性の確保、都市防災及び災害に強いまちづくりという観点から、道路管理者はライフライン事業者と協議して、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に推進する。

(1) 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

ア 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。

イ 電線共同溝（C・C・BOX）は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

(2) 特に、共同溝については、府域内及び近隣府県とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

第6 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

市及び府は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

1 し尿処理

(1) 市は、し尿処理施設の整備に当たっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。

-
- (2) 市は、既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
 - (3) 市は、災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。
 - (4) 市は、災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
 - (5) 市は、し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
 - (6) 市は、災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。

2 ごみ処理

- (1) 市は、ごみ処理施設の整備に当たっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 市は、既存のごみ処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 市は災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。
- (4) 市は、あらかじめ一時保管場所の候補地を検討しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (5) 市は、ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

3 災害廃棄物等処理

- (1) 市は、災害廃棄物の処理にかかる指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。
- (2) 市及び府は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。
- (3) 市及び府は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開するなど、周知に努める。
- (4) 市及び府は、社会福祉協議会、N P O等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等にかかる連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やN P O・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等にかかる広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第2節 建築物等の安全対策

市、府及び関係機関は、所管施設について、地震及び大火災による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、建物の点検整備を強化し、耐震・耐火性を保つよう対応する。特に、国公立教育施設、庁舎、会館等の公共建築物について耐震化・不燃化を推進する。

また、民間の建築物についても、耐震化・不燃化の促進を図るとともに、その重要度に応じて防災対策の周知徹底を図り、安全性の指導に努める。

第1 建築物等の耐震対策

市、府及び関係機関は、地震による建築物の被害を最小限にとどめるため、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」（平成28年（2016年）1月改定）、及び「柏原市住宅・建築物耐震改修促進計画」（平成30年（2018年）4月策定）に基づき、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進と、ブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止の促進について、さらなる取組強化を図る。

1 公共建築物の耐震診断・改修の促進

（1）市有建築物等の耐震診断・改修の方針

市有建築物の耐震診断・改修については、耐震改修促進法の趣旨及び防災上の観点から民間建築物の模範となるよう、率先して計画的に推進するものとし、災害時に重要な機能を果たすべき建築物、不特定多数のものが利用する建築物について耐震診断・改修を実施する。

また、ブロック塀等の安全対策、天井等の2次構造部材の脱落防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策等を図る。

2 民間建築物の耐震診断・改修の促進

（1）市は、市民及び建物所有者が、自主的に耐震化へ取組むことを基本とし、市及び府は、その取組をできる限り支援する観点から、耐震化の阻害要因を解消又は軽減するため、施策を総合的に展開して、民間建築物の耐震化を促進する。

ア 耐震診断補助や木造住宅を対象とした耐震改修補助による所有者の負担軽減

イ 耐震キャンペーンやパンフレット・DVD等を活用した啓発活動

ウ 相談体制の充実や、安心して耐震化できる情報提供など

（2）特定行政庁（知事）は、病院、店舗、ホテル等の不特定多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物のうち大規模なもの等、耐震診断が義務付けられている建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化の促進を図る。また、特定既存耐震不適格建築物（一定規模以上の病院、店舗、ホテル等不特定多数の人が利用する建築物）等の所有者に、必要に応じて耐震診断や必要な改修の指導・助言、指示等を行い、進行管理に努める。

（3）府は、広域緊急交通路が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞することを防止するため、地域の実情に応じて、沿道建築物の耐震診断を義務付ける路線を指定し、耐震化にかかる費用を補助するとともに、所管行政庁は対象建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。

3 関連施策の推進

- (1) 宅地の安全対策については、府が作成したパンフレット等を活用して普及啓発に努める。
- (2) ブロック塀の安全対策については、府が作成したパンフレット等を活用して普及啓発に努める。

4 計画の推進方策

(1) 組織体制の整備

庁内の役割分担を確立するとともに、庁外体制については、公共建築物については「大阪府営繕主務者会議」の活用を図る。民間建築物については、府及び関係機関等との連携体制を整備する。

(2) 役割分担の明確化

計画推進に向けては、府、市という行政体だけではなく、建築物所有者、建築士、建築事務所等の関連する団体が、それぞれの役割を明確化するとともに、相互の連携を図りながら既存建築物の耐震性向上を目指す。

(3) 進行状況の把握及び進行管理

市は、府、市民及び建物所有者との情報交換等を密にして、耐震診断、耐震改修の進行状況を把握し、進行管理を行う。

第2 建築物等の防火・安全化対策

市及び府は、建築物の安全性を確保し、市民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導・助言を行うとともに、防災知識の普及や福祉対策を実施し、建築物などの安全対策を推進する。

また、府の「福祉のまちづくり条例」等に基づき、不特定多数の人々が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

1 建築物の安全対策と防災知識の普及

「災害危険区域」（大阪府建築基準法施行条例第3条）の指定により急傾斜地等の災害発生の危険性が高い地区などにおける建築規制を行うとともに、関係機関と連携のうえ、ポスターや印刷物の配布、広報誌の活用、講習会の開催等によって、市民に対し建築物に関する防火対策、液状化対策等の災害予防の知識の普及に努める。

2 特殊建築物等の安全確保

(1) 防災指導

不特定多数の人々が出入りする特殊建築物等については、建築基準法（第12条）に基づく定期報告の時期に防災上必要な指導を行う。

(2) 自主防火管理体制の強化

消防法第8条の規定による防火管理者などに対し、地震対策及び防火管理体制の確立を指導するとともに、防火研修会、講演会等を通じて防火管理が適切に実行されるよう指導を行う。

(3) 立入検査の実施

定期的あるいは隨時に消防法第4条、第4条の2に基づく立入検査を実施し、防災に関する指導を行う。

第1章 第2節 建築物等の安全対策

3 建築物等の福祉的整備

府の「福祉のまちづくり条例」等に基づき、建築物等の福祉的整備を図る。

4 工事現場災害防止対策

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等、工事現場の危害防止について関係機関の指導により安全確保を図る。

5 屋外広告物等の脱落・落下防止対策

地震によって落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物については、関係機関との連携の基に、設置者に対して改善措置を講じるよう指導する。また、建築物の所有者等に対し、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を講じるよう指導する。

第3 空き家等の対策

市は、災害による建物倒壊や火災等による二次被害を防止するため、柏原市空家バンク制度の活用等により、平時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。

第4 文化財の保護

文化財は貴重な国民的財産であることを十分に認識し、予想される災害に対して、保存のための万全の配慮を行うとともに、良好な状況の基に文化財を維持管理するよう努める。

1 文化財防災意識の普及と啓発

文化財保護強調週間、保護強調月間、防火デー等の行事を通じて所有者、市民、見学者等に対して、文化財防災意識の高揚を図るための啓発活動に努める。

2 予防体制の確立

文化財指定等建造物及び指定文化財等を所蔵する建造物の周辺を火気使用の制限区域に指定し、市民、見学者等に対し周知を図るため標識等の設置を進めるなどの対策を講じるとともに、初期消火・自衛体制の確立、防災関係機関及び地域住民との連携の強化などにより、予防体制の確立を図る。

3 消防用設備の整備、保存施設等の充実

文化財指定等建造物及び指定文化財等を所蔵する建造物における消防用設備、避雷設備などの防災設備の設置又は改修を促進するとともに、保護対象物の保存施設の整備・充実並びに警備体制の充実を図る。

第3節 水害予防対策

市・府及び関係機関は、河川・水路、ため池における洪水等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

第1 河川・水路の整備

市内を流れる河川は、大和川、石川、原川、恩智川、平野川及び高井田川であり、国が管轄するものは大和川及び石川（石川橋下流端から大和川合流点までの区間）、府が管轄するものは石川（国の管轄以外の区間）、原川、恩智川及び平野川、市が管理する河川は高井田川である。市内を流れる主な水路は、長瀬川、小松川、円明水路、明石戸水路等である。

各河川管理者は、連携、協力しながら、洪水、浸水等の水害予防対策を実施する。

1 水害の防止

- (1) 淀川及び大和川水系の各河川については、各管理者の整備計画に基づき整備を促進するとともに、最近の著しい土地利用の変化による周辺流域からの流出にも対処する。
- (2) 市内河川の整備を促進するとともに、流域での保水・遊水機能を向上するため、防災調節池、治水緑地、多目的遊水地などの整備を促進する。
- (3) 市が管理する水路や雨水貯留施設の整備については、寝屋川南部流域下水道と大和川下流東部流域下水道との整合を図りながら推進する。
- (4) 市は、梅雨や台風、集中豪雨などの前に、適時、水路の重点箇所の点検、浚渫及び清掃を実施する。

2 水防施設等の点検・整備

- (1) 河川施設等の点検・整備

各河川管理者は、氾濫防止と治水機能維持のため、河川管理施設の点検・整備を行う。

- (2) 雨量計・量水標の点検・整備

各河川管理者等は、観測に障害が発生しないよう、定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設する。

3 水防倉庫・資機材の点検・整備

水防管理者等は、水防等応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

4 気象及び河川情報システムの活用

広域的な雨量情報や河川水位情報の迅速な収集伝達を図るため、各種情報システム等を導入し、その活用に努める。

- 資料 14 河川・水路・水防ため池一覧
- 資料 15 重要水門こう門一覧表
- 資料 16 排水施設
- 資料 17 汚水排水施設（マンホールポンプ場）
- 資料 18 貯留施設
- 資料 19 水防倉庫及び資機材一覧

第2 水害減災対策の推進

近畿地方整備局、府が行う洪水予報、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）の設定及び到達情報の発表、水防警報の発表、水位情報の公表、想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域の指定・公表に基づいて、洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難体制の整備を行う。また、近畿地方整備局及び府は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

市に関係するものを次に示す。

1 水位情報の公表

近畿地方整備局及び府は、管理河川のうち、水位観測所を設置した河川においては、その水位状況の公表を行う。

市に関係する河川では、大和川、石川、恩智川、平野川、原川が該当する。

2 洪水予報河川（大和川）

近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれのある河川として大和川を洪水予報河川として指定し、大阪管区気象台と共同して洪水予報を行い、府知事及び市長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

また、「人命を守る」ということを最重視し、人口が集中し堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い大和川において、洪水による壊滅的な被害を未然に防止するため、計画を上回る洪水に対しても、堤防が決壊しないよう高規格堤防を整備する。

3 洪水予報河川（石川、恩智川、平野川）

府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な被害を生じるおそれのある河川として石川、恩智川、平野川を洪水予報河川として指定し、大阪管区気象台と共同して洪水予報を行い、市長及び水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

4 水位到達情報の発表

府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生じるおそれのある河川を水位周知河川（水位情報周知河川）として指定し、避難判断水位（市長の高齢者等避難の判断の目安となる水位）、氾濫注意

水位（水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位で、市長の避難指示の判断の目安となる水位）を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、市長及び水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。市に關係する河川には該当なし。

また、府は、その他の河川についても、市役所等の所在地にかかる河川については、雨量の情報を活用するなど、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市等へ河川水位やカメラ画像等の情報を提供するよう努めるとともに、洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

5 浸水想定区域の指定・公表

近畿地方整備局は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

府は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川及び水位周知河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。また、その他の河川についても、市役所等の所在地にかかる河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市等へ浸水想定の情報を提供するよう努める。

(1) 大和川水系大和川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

本洪水浸水想定区域図は、水防法の規定により想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深が示されている。

これによると、大和川右岸では、本郷、大正、古町、今町、上市、清州、堂島町、河原町、法善寺、平野、山ノ井町、太平寺、大県、安堂町、高井田、青谷地区が浸水し、大和川左岸では、石川町、片山町、玉手町、円明町、国分本町、国分西、国分市場、田辺が浸水すると想定されている。

作成主体	国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所
指定年月日	平成28年(2016年) 5月31日
対象となる洪水予報河川	大和川水系大和川（実施区間） 左岸：奈良県磯城郡川西町北吐田地先から海まで 右岸：奈良県大和郡山市額田部町地先から海まで
指定の前提となる降雨	大和川流域の12時間総雨量316mm

(2) 大和川水系石川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

本洪水浸水想定区域図は、水防法の規定（一部準用）により想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深が示されている。

これによると、石川町、片山町、玉手町、円明町に浸水区域が想定されている。

作成主体	大阪府富田林土木事務所
指定年月日	令和3年(2021年) 1月29日
対象となる河川	石川 左岸：河内長野市大字滝畠地先の府道出会橋から藤井寺市国府2丁目92番の1地先の府道石川橋下流端まで

第1章 第3節 水害予防対策

	右岸：河内長野市大字滝畠地先の府道出会橋から藤井寺市国府2丁目92番の1地先の府道石川橋下流端まで
指定の前提となる降雨	石川流域の24時間総雨量724.0mm、1時間最大雨量195.5mm 支流流域の24時間総雨量1,008.0～1,150.0mm、1時間最大雨量111.0～146.0mm

(3) 大和川水系原川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

本洪水浸水想定区域図は、水防法の規定（一部準用）により想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深が示されている。

これによると、原川沿いの片山町、国分西、旭ヶ丘に浸水区域が想定されている。

作成主体	大阪府
公表年月日	令和3年（2021年）10月29日
対象となる河川	原川 奈良県界から大和川合流点まで
算出の前提となる降雨	原川流域の24時間総雨量1,150mm、1時間最大雨量142.0mm

(4) 淀川水系寝屋川流域（恩智川及び平野川）洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

本浸水想定区域図は、水防法の規定（一部準用）により想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深が示されている。

これによると、市域に浸水区域はないと想定されている。

作成主体	大阪府寝屋川水系改修工営所
公表年月日	平成31年（2019年）3月20日
対象となる河川	恩智川 左岸：柏原市法善寺4丁目地先（法善寺橋下流端）から寝屋川合流点まで 右岸：柏原市法善寺4丁目地先（法善寺橋下流端）から寝屋川合流点まで 平野川 左岸：柏原市本郷3丁目地先（国道25号橋りょう下流端）から第二寝屋川合流点まで 右岸：柏原市今町2丁目地先（法善寺橋下流端）から第二寝屋川合流点まで
算出の前提となる降雨	京橋地点上流域の24時間総雨量683mm、1時間最大雨量13.1mm

(5) 洪水リスク表示図（平成24年（2012年）3月公表：作成主体 府）

洪水リスク表示図は、大阪府河川整備委員会を踏まえ、府が平成22年（2010年）6月に定めた「今後の治水対策の進め方」に基づき公表しているものである。寝屋川流域では平成24年（2012年）3月に、府管理河川において様々な降雨（10年確立降雨、30年確立降雨、100年確立降雨及び200年確立降雨）により、河川氾濫・浸水が予想される区域（内水氾濫と外水氾濫を考慮）、及び浸水深に加

え洪水により木造家屋が流出する危険性を加味した危険度（危険度は高い順にⅢ、Ⅱ、Ⅰと表示）を公表している。

資料7-1 大和川洪水浸水想定区域

資料7-2 大和川水系石川洪水浸水想定区域図

資料7-3 大和川水系原川洪水浸水想定区域図

資料8 避難指示等の発令対象人口等

6 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

(1) 市域に水防法による浸水想定区域の指定があった場合、市は地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、ハザードマップ等により市民に周知する。

ア 洪水予報等の伝達方法

- 広報車
- 防災行政無線
- 電話、FAX
- 電子メール等
- エリアメール、緊急速報メール、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、インターネット等

イ 避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水にかかる避難訓練に関する事項、その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

- 浸水の際に想定される水深及び浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえ、洪水時の緊急避難場所を指定する。
- 避難経路については、基本的には市民各自の判断に任せるものとするが、避難行動が安全に行えるうちに避難が終わるよう避難指示等を発令する。

また、地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の避難が円滑になれるよう配慮し、集団避難が行えるよう自治会（町会）や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

ウ 浸水想定区域内の地下街等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、又は主として避難行動要支援者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの、大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地

エ 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

(2) 上記（1）に規定する施設の所有者又は管理者は、次の措置を講じる。

ア 浸水想定区域内に位置し、柏原市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事

項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

イ 浸水想定区域内に位置し、柏原市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）の作成、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市長に報告する。

ウ 浸水想定区域内に位置し、柏原市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

- (3) 上記ウに名称、所在地を定めた地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、避難確保計画を作成し、市に報告するとともに、公表する。
- (4) 市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

資料 25 浸水想定区域内の災害時要配慮者関連施設一覧及び情報伝達方法

7 洪水リスクの開示

(1) 洪水リスクの開示

府は、管理河川において様々な降雨により河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。

市長は、洪水浸水想定区域等が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

(2) 洪水リスク及び避難に関する情報の周知

市及び府は、公表された洪水リスクをわかりやすく市民に周知するとともに、災害時にとるべき行動について普及啓発するため、説明会・講習会等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を策定する際に参考とする。

ハザードマップ等の作成に当たっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか市民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人ま

で避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきことなど、避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

8 防災訓練の実施・指導

市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、市民の風水害発生時の避難行動等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

9 水防と河川管理等の連携

市は、国や府が組織する複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「府内各地域の水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

また、河川管理者等は、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、治水ダム等の事前放流の取組を推進し、水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

10 水防関係機関の強化

市及び府は、水防関係機関の研修・訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。また、各機関への参加促進、処遇の改善等により、組織の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会（町会）等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

第3 特定都市河川流域の総合治水対策

府は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、寝屋川流域を特定都市河川流域に指定した。

開発者は、寝屋川流域において、おおむね0.1ha以上の開発（雨水浸透阻害行為）を行う場合、市長の許可を受けなければならない。開発者には、雨水浸透阻害行為を行う際の対策工事が求められる。

第4 下水道整備

浸水被害を防止するために適切な雨水の排除がなされるよう、下水道の整備に努める。

1 下水道施設の整備

市及び府は、降雨による浸水被害の軽減を図るため、合流管渠、雨水管渠及び雨水ポンプ場の整備に努めるとともに、河川への集中的な流出を抑制するため雨水の貯留・浸透方式の改善を推進する。

2 水路施設の整備

市は、水路の改修整備事業を促進するとともに、各水利組合等の協力を得て、平時から危険箇所の把握に努める。

第5 ため池の総合的な防災・減災対策

各ため池管理者等は、ため地の決壊、水路の氾濫等による浸水被害の防止を図るため、適正な維持管理のもと、梅雨や台風、集中豪雨などの前に、適時、重点箇所の点検や清掃を行う。また、府、市、ため池管理者等関係機関は連携して、ため池等農業用水利施設の改修・補強を進めるとともに、事前の備えと迅速かつ的確な情報伝達・避難等、防災意識の向上を図るソフト対策とあわせ、総合的な防災・減災対策を進める。

第6 農地防災対策

市及び府、築留土地改良区、ため池管理者、水利組合は、水路の氾濫、ため池の決壊等による農地の湛水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努める。

1 農地関係湛水防除

農業用排水路、排水施設の整備を進める。

2 ため池の耐震化対策・統廃合

想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、防災上重要なため池を中心に、計画的に改修、また、耐震診断及び対策を実施する。また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。

資料 14 河川・水路・水防ため池一覧

第4節 地盤災害予防対策

市、府、近畿地方整備局及び関係機関は、土砂災害等を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施する。また、土砂災害等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、当該災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

第1 土砂災害警戒区域等における防災対策

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市町村長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、府は基礎調査の結果を公表しなければならない。

2 指定区域内での開発規制等による安全確保の推進

市及び府は、土砂災害特別警戒区域において、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、建築基準法に基づく構造規制を踏まえ、建築物の構造が安全なものとなるよう努める。また、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告、支援を行う。

3 警戒避難体制等

(1) 国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難場所、避難経路、避難方向その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきことなどの避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(2) 土砂災害（特別）警戒区域内に位置し、柏原市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市長に報告する。

市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努め、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第1章 第4節 地盤災害予防対策

資料3 土砂災害警戒区域等一覧

資料6 土砂災害警戒区域等位置図

資料8 避難指示等の発令対象人口等

資料26 土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者関連施設一覧及び情報伝達方法

第2 土石流対策（砂防）

市における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土石流の区域指定は、土砂災害警戒区域が43箇所、土砂災害特別警戒区域が31箇所あり、また砂防堰堤を有する渓流は8渓流である（令和3年（2021年）12月末現在）。砂防指定地は612ha（令和3年（2021年）12月末現在）である。

「砂防指定地」とは、砂防法に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定するものをいう。

1 土石流対策の推進

- (1) 土石流などの土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑制するため、国土交通大臣は「砂防指定地」（砂防法第2条）を指定する。
- (2) 府は、砂防指定地において一定の行為を禁止又は制限するとともに、砂防事業を実施する。
- (3) 特に、土砂・流木による被害の危険性が高い渓流において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

2 市民への周知

山鳴りなどの異常現象が市民によって早期に発見されるよう、市は府と協力して、「土石流危険渓流及び危険区域」の箇所や前兆現象の種類の周知に努める。

3 パトロールの実施

市は、府と連携して定期的なパトロールの実施に努め、被害を受けやすい箇所等の実態を調査、把握する。

4 警戒避難体制の整備

市は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

- (1) 市民からの異常現象発見時等の通報連絡体制の充実・強化を図る。
- (2) 大雨等の異常な自然現象、異常現象等の通報を受けた場合など、土砂災害の危険が増大した場合において、迅速かつ的確に避難指示を発令できるよう、市民への伝達体制の整備を図る。

資料3 土砂災害警戒区域等一覧

資料6 土砂災害警戒区域等位置図

第3 地すべり対策

市には「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく地すべりの区域指定は、3箇所ある。

また、6か所の地すべり危険箇所があり、そのうち亀の瀬、旭ヶ丘、西旭ヶ丘の3か所が地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条）に指定されている（令和3年（2021年）12月末現在）。

「地すべり危険箇所」とは、地すべり危険箇所調査要領（平成8年（1996年）10月、建設省河川局砂防部傾斜地保全課）に基づき抽出された地すべりの発生するおそれがある箇所であり、地すべり等防止法第51条に基づく国土交通省所管になりうる箇所をいう。

「地すべり防止区域」とは、地すべり防止工事を行う等、地すべりによる災害を防止するため、国土交通大臣が地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条に基づき指定する区域をいう。

1 地すべり対策の推進

- (1) 多量の崩土による災害を未然に防止し、土砂移動を抑制するため、国土交通大臣は「地すべり防止区域」（地すべり等防止法第3条）を指定する。
- (2) 対策工事について、府による旭ヶ丘、西旭ヶ丘の防止工事は、概成しており、近畿地方整備局による亀の瀬の工事は、現在も推進が図られている。
- (3) 近畿地方整備局及び府により、地すべり防止区域における、地すべりを助長又は誘発する原因となる行為の禁止・制限が図られる。

2 市民への周知

地面にひび割れが生じるなどの異常現象が市民によって早期に発見されるよう、市は近畿地方整備局及び府と協力して、地すべり危険箇所・地すべり防止区域、前兆現象の周知に努める。

3 パトロールの実施

市は、近畿地方整備局及び府、関係機関と連携して定期的なパトロールの実施に努め、地すべり状況を把握する。

4 警戒避難体制の整備

市は、近畿地方整備局、府、関係機関と協力して災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

- (1) 市は、関係機関と連携して常に地すべり防止区域の監視を実施するとともに、必要に応じて地すべり伸縮計及び警報サイレンの増設等を行う。
- (2) 地すべり危険箇所において異常現象等が生じた場合、迅速かつ的確な応急対策工事、警戒体制が取れるよう、近畿地方整備局、府、大阪府柏原警察署、市、八尾市、奈良県、三郷町、王寺町、西日本高速道路株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社等の関係機関相互間の連絡体制を強化するとともに、情報交換に努める。
- (3) 市は、市民からの異常現象発見時等の通報連絡体制の充実・強化を図る。
- (4) 大雨、地震等の異常な自然現象、異常現象等の通報を受けた場合など、土砂災害の危険が増大した場合において、迅速かつ的確に避難指示を発令できるよう、市民への伝達体制の整備を図る。

資料1 地すべり危険箇所、地すべり防止区域

資料3 土砂災害警戒区域等一覧

資料6 土砂災害警戒区域等位置図

第4 急傾斜地崩壊対策

市における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊の区域指定は、土砂災害警戒区域が189箇所、土砂災害特別警戒区域が177箇所あり、そのうち府により急傾斜地崩壊防止区域が11か所指定され、対策工事が実施されている（令和3年（2021年）12月末現在）。

1 急傾斜地崩壊防止対策の推進

- (1) 府は、急傾斜地におけるがけ崩れを未然に防止し、法面の崩壊を防止するため、「急傾斜地崩壊防止区域」（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条）を指定する。
- (2) 府は、急傾斜地崩壊危険区域における、がけ地の崩壊を助長又は誘発する原因となる行為を禁止・制限し、崩壊防止工事を実施する。

2 市民への周知

がけへの亀裂が生じる等の異常現象が市民によって早期に発見されるよう、市は府と協力して、急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域の箇所や、前兆現象の種類の周知に努める。

3 パトロールの実施

市は、府と連携して定期的なパトロールの実施に努め、被害を受けやすい箇所等の実態を調査、把握する。

4 警戒避難体制の整備

市は、急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

- (1) 市民からの異常現象発見時等の通報連絡体制の充実・強化を図る。
- (2) 大雨、地震等の異常な自然現象、異常現象等の通報を受けた場合など、土砂災害の危険が増大した場合において、迅速かつ的確に避難指示を発令できるよう、市民への伝達体制の整備を図る。

資料2 急傾斜地崩壊防止区域・災害危険区域

資料3 土砂災害警戒区域等一覧

資料6 土砂災害警戒区域等位置図

5 災害危険区域

(1) 災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定に基づく大阪府建築基準法施行条例第3条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域、及び急傾斜地崩壊危険区域外の箇所についても、急傾斜地の崩壊による危険が著しい箇所については、災害危険区域として府が指定する。

(2) 行為の制限

災害危険区域においては、府は、建築基準法第39条第2項の規定に基づく大阪府建築基準法施行条例第4条第2項の規定に基づき、住居の用に供する建築物について建築制限を行う。

第5 山地災害対策

市域内には、山地災害危険地区（山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりにより災害が、現に発生し、又は発生する危険のある森林で、その危害が人家又は公共施設に直接及ぶおそれのある地域）が30か所（令和3年（2021年）12月末現在）ある。

1 山地災害対策の推進

- (1) 土砂の流出や崩壊を未然に防止するため、府に対し、治山事業の推進を要請する。また、府は、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。
- (2) 保安林において、一定の行為の制限が徹底されるよう、府において図られることとなっている。

2 市民への周知

市は府と連携して、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出による被害を防止するため、山地災害危険地区的周知に努める。

資料4 山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区・地すべり危険地区・崩壊土砂流失危険地区）

第6 宅地防災対策

市の宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法第3条）指定は792ha（令和3年（2021年）12月末現在）となっている。

1 造成行為の指導

- (1) 宅地造成工事規制区域内において、宅地造成に関する技術基準に適合するよう、市及び府は、開発事業者に対する指導や必要に応じて監督処分を図る。
- (2) 市は、府と協力して、宅地造成や開発行為において、許可申請時の計画内容を充分審査し、安全な宅地となるよう事業者に対して指導に努める。

2 宅地防災パトロールの実施

災害発生のおそれがある場合は、地すべり防止区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所に接する宅地を重点的にパトロールし、必要に応じて応急措置を講じるなど、災害発生を未然に防止するよう努める。

3 危険宅地の解消

市は、府と協力して、土砂流出、擁壁崩壊等の危険宅地を発見した場合は、所有者等に改善勧告を実施するなど、危険宅地の解消に努める。

4 宅地の耐震化

既存の造成地の中で、大地震等に変動・崩壊等を起こし、広範な被害を発生させるおそれが高い大規模盛土造成地の耐震化については、大規模盛土造成地等の変動予測調査を行い、減災対策実施が必要と判断された盛土造成地を市が宅地造成等規制法により、「造成宅地防災区域」として指定し、必要な措置を講ずる。

5 市民への周知

大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、市民の防災意識を高めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努める。

また、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。

資料5 宅地造成工事規制区域指定

第7 土砂災害情報相互通報システムの運用

土砂災害から人命を守るため、平時から災害時を通じて土砂災害関連情報を市民と市が相互に通報する土砂災害情報相互通報システムを運用する。

第5節 危険物等災害予防対策の推進

第1 危険物災害予防対策

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合は、消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

なお、事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

1 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。
- (3) 関係機関と連携して、危険物積載車両等の一斉取締りを実施する。

2 指導

- (1) 危険物施設の実態に即した予防規程の策定を指導する。
- (2) 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- (4) 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定等、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

3 自主保安体制の確立

- (1) 大規模な危険物施設事業者に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。
- (2) 危険物施設事業者等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

4 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を行う。

第2 高圧ガス災害予防対策

高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律をはじめ、関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業者等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準を遵守徹底させる。
- (2) 関係機関と連携して、高圧ガス積載車両等の一斉取締まりを実施する。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 高圧ガス関係事業者における保安教育、自主検査の徹底、施設の維持管理を適正に行うよう指導する。
- (3) 販売事業者に対し、保安の確保を図るため、立入検査等の指導を実施する。

3 自主保安体制の確立

自主的な防災組織である「高圧ガス地域防災協議会」や高圧ガス関係団体の実施する自主保安活動が、より一層充実するよう指導する。

4 啓発

関係機関と連携して講習会等を実施するほか、高圧ガス保安活動促進週間において、高圧ガス保安大会の開催、ポスターの配布、防災訓練の実施等、関係者の保安意識の高揚を図る。

第3 火薬類災害予防対策

大阪府柏原警察署と連携し、盗難防止対策を含めた火薬類の災害を防止するため、火薬類取締法をはじめ関係法令の順守徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業者等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準を遵守徹底するよう指導する。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 火薬類取扱事業者等における保安教育や自主保安検査の実施を指導する。

3 自主保安体制の確立

- (1) 大阪府火薬類保安協会が実施する火薬類取扱従事者に対する保安講習の受講等を指導する。
- (2) 事故発生時の緊急出動連絡体制として、大阪府火薬類保安協会に設置された防災対策委員制度を活用するよう指導する。

4 啓発

危害予防週間（6月）において、保安講習の開催、立入検査の実施、啓発ポスターの配布等により、関係者の保安意識の高揚を図る。

第4 毒物・劇物災害予防対策

毒物、劇物による危害を防止するため、毒物及び劇物取締法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、製造、貯蔵又は取扱施設に対し、関係行政機関との連携の基に、危害予防規程の策定を指導するなど適切な災害予防対策を講じるよう指導する。

また、毒物、劇物を業務として製造、貯蔵又は取扱おうとする者に届け出せるとともに、被害発生時の消防活動の障害とならないように指導する。

第5 放射線災害予防対策

府をはじめとする関係機関と協力して、放射性同位元素にかかる施設の設置者等に対し、施設の耐震・不燃化対策とともに、放射線防災に関する知識の普及など各種予防対策が講じられるよう努める。

核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）予防対策、応急対策及び事後対策について、他の法令等によるべき旨のない範囲で、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等の規制に関する法律に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は、必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等）を講じるよう努める。

第6節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、「地震防災対策特別措置法」（平成7年法律第111号）に定める第六次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき府と連携協力して、事業の推進に努める。

第1 対象地区

市全域

第2 計画の初年度

令和3年度

第3 計画対象事業

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
柏原羽曳野藤井寺消防組合	緊急消防援助隊設備整備費補助事業	9か所	477	03-07	消防庁	消防用施設の整備
柏原羽曳野藤井寺消防組合	施設整備事業(一般財源分)	9か所	295	03-07	消防庁	消防用施設の整備
柏原羽曳野藤井寺消防組合	防災対策事業	1か所	20	03-07	消防庁	消防用施設の整備

第2章 防災体制の整備

第1節 防災組織及び活動組織の整備

市及び関係機関は、平時から、自らの組織動員体制、資機材等の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や防災訓練の実施などを通じ、関係機関と相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

第1 防災体制の整備

1 柏原市防災会議

防災会議は、柏原市防災会議条例（昭和38年柏原市条例第5号）に基づき設置される組織で、市長を会長とし、地域防災計画を作成及び実施し、市域にかかる防災に関する重要事項を審議する。

資料9 柏原市防災会議条例

資料10 柏原市防災会議運営要綱

資料11 柏原市防災会議委員一覧

2 課別担当避難所の設定及び避難所担当職員の配置

危機管理課は、各課が開設、運営を担当する指定避難所を決定するとともに、各課に災害発生直後に指定避難所の開設を担当する避難所担当職員をあらかじめ定めるよう指示する。

第2 活動組織の整備・充実

市は、災害の規模その他の状況に照らし、災害応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、災害対策活動体制を確立する。

なお、災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材の確保に努める。

1 活動組織・動員体制

(1) 地震発生時

観測した震度	災害応急対策組織体制	配備区分
震度5強以上	災害対策本部	C号配備
震度5弱		B号配備
震度4	警戒本部	警戒配備
震度3	情報収集体制	危機管理課

(2) 風水害時

配備時期	災害応急対策組織体制	配備区分
1 災害発生のおそれがある情報を入手し、危機管理監が災害に備えて気象情報等の収集を実施する必要があると認めるとき 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	情報収集体制	危機管理課
1 市域に気象警報(大雨・洪水警報等)が発表されたとき。 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。		事前配備
1 災害の発生のおそれがある気象警報等が発表され、小規模な災害が発生するおそれがあるとき。 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	初動本部	警戒配備
1 災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき若しくは小規模の災害が発生したとき。 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	警戒本部	A号配備
1 相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。		B号配備
1 特別警報が発表されたとき又は発表が予測されるとき。 2 大規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 3 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	災害対策本部	C号配備

2 職員の配備の基準となる震度の判定

職員の配備基準となる震度の判定は、気象庁が発表する市又は隣接市町（八尾市、藤井寺市、羽曳野市、香芝市、王寺町、三郷町）の震度又は市役所に設置された計測震度計の震度階による。

勤務時間外において、上記の表に該当する震度を観測した場合、動員配備対象者は、それぞれ参集指令の有無にかかわらず自主参集する。

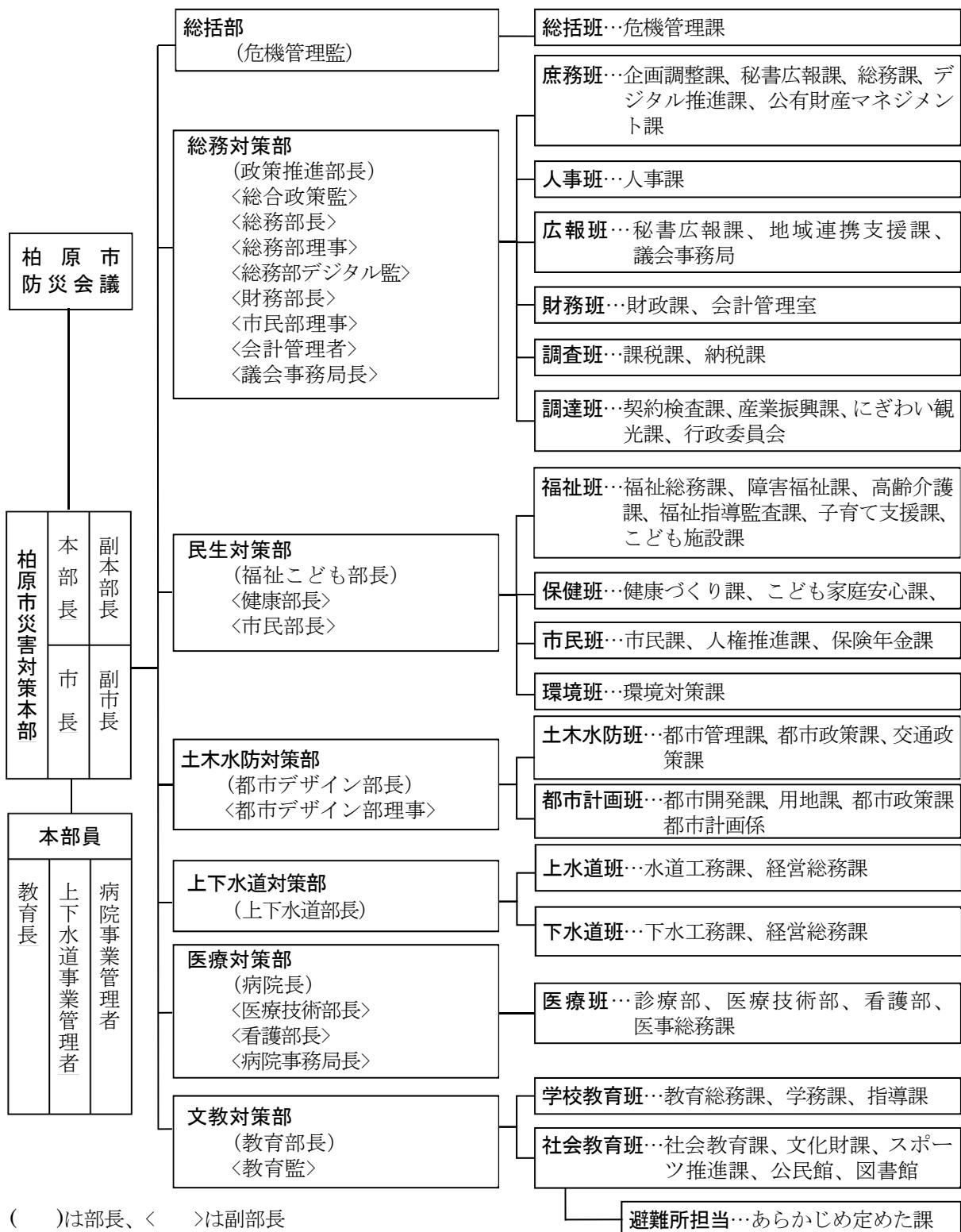
第3 災害対策本部

1 設置基準

- (1) 震度5弱以上を観測した場合
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
- (3) 特別警報が発表されたとき又は発表が予測される場合
- (4) 大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、その対策が必要と認められる場合
- (5) 災害救助法が適用される程度の災害が発生した場合
- (6) 大規模災害の発生が予測され、その対策を要すると認められる場合
- (7) その他、市長が必要と認めた場合

2 組織体制

組織体制は、次のとおりとする。



3 事務分掌

各部の事務分掌及び部長、班長等については、次のとおりとする。

【各部の事務分掌】

部	班	事務分掌
共通事項		1 所管施設の防災管理及び施設管理者との連絡調整に関すること。 2 所管施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 3 各班における災害対応の記録に関すること。 4 市民の避難誘導等、緊急時の被災者救援活動に関すること。 5 本部等の指示、要請に従い、各部各班の応援に関すること。

※（ ）は部長、班長、<　　>は副部長、副班長を示す。

※各対策部欄に記載のない部長級職員は、所属する各対策部の副部長を担う。

部	班	事務分掌	担当課（部）
総括部 (危機管理監)	総括班 (危機管理課長)	1 本部員、各部及び部内各班並びに関係機関の連絡調整に関すること。 2 避難情報の発令に関すること。 3 災害情報及び気象情報の収集並びに伝達に関すること。 4 本部の開設及び廃止に関すること。 5 避難所の開設・閉鎖の判断に関すること。 6 防災会議及び本部会議の開催に関すること。 7 災害対策を実施するための総合的な方針及び計画の立案、調整、進行管理に関すること。 8 本部長の指示、命令の伝達に関すること。 9 本部との連絡及び関係各課との連絡調整に関すること。 10 被害状況の取りまとめ及び報告書作成に関すること。 11 災害救助法の適用に関すること。 12 各部の応援体制の調整・指示に関すること。 13 国・自衛隊・府への要請、他自治体等との相互協力・応援及び民間協力団体等への協力要請に関すること。 14 府本部との連絡及び報告に関すること。 15 災害対策の総括に関すること。 16 防災行政無線の確保及び管理・運用に関すること。	危機管理課

第2章 第1節 防災組織及び活動組織の整備

総務対策部 (政策推進部長) <総合政策監> <総務部長> <総務部理事> <総務部デジタル監> <財務部長> <議会事務局長> <会計管理者> <市民部理事>	庶務班 (総務課長) <企画調整課長>	1 電話通信及びＩＣＴを活用した情報処理に関すること。 2 庁舎の安全確認、防護措置、緊急使用及び復旧に関するこ と。 3 災害対策本部長、副本部長の秘書及び特命に関するこ と。 4 本部会議の庶務（資料作成、設営、記録、記者会見資料 作成）に関すること。 5 車両その他輸送手段の確保及び配車に関すること（消 防、上下水道、市立柏原病院を除く。）。 6 車両の借り上げ及び輸送機関との連絡に関すること。 7 職員及び物資の輸送に関すること。	企画調整課 秘書広報課 総務課 デジタル推進課 公有財産マネジメント課
		1 各部の職員の参集状況の把握に関すること。 2 職員の給与手当等に関すること。 3 職員の安全管理に関するこ と。 4 職員の職務環境及び健康管理に関するこ と。 5 公務災害補償、その他職員に対する給付及び援助に関するこ と。 6 職員への食料・飲料水の確保に関するこ と。 7 災害対策従事者の出勤状況等の把握、処遇に関するこ と。 8 災害派遣職員の受入れ及び配置に関するこ と。 9 職員及びその家族の被災状況の把握に関するこ と。	
広報班 (秘書広報課長) <地域連携支援課長>		1 災害関係の広報広聴及び報道関係機関との連絡調整に 関すること。 2 災害状況の撮影等による記録・編集・保存に関するこ と。 3 広報車の現地派遣に関するこ と。 4 災害視察者・見舞者等の応接に関するこ と。 5 外国人に対する情報提供及び相談に関するこ と。	秘書広報課 議会事務局 地域連携支援課
財務班 (財政課長)		1 災害関係の予算及び起債に関するこ と。 2 災害対策及び救援物資の出納に関するこ と。 3 国、府等の補助金に関するこ と。 4 義援金に関するこ と。	財政課 会計管理室
調査班 (課税課長) <納税課長>		1 災害による住家等の被害認定調査に関するこ と。 2 災害に伴う市税の減免に関するこ と。 3 署（り）災証明書交付に関するこ と。	課税課 納税課

第2章 第1節 防災組織及び活動組織の整備

	調達班 (契約検査課長) <産業振興課長> <にぎわい・観光課長>	1 災害に伴う応急物資及び食料等の購入調達に関すること。 2 応急寝具、日用品及びその他生活必需品の配給に関すること。 3 救援物資の受入れ及び管理、緊急輸送拠点の運営に関すること。 4 避難所及び被災地区に対する応急食料等の配給に関すること。 5 農林関係の被害状況調査及び応急対策に関すること。 6 商工関係の被害状況調査及び応急対策に関すること。	契約検査課 産業振興課 にぎわい・観光課 行政委員会
民生対策部 (福祉こども部長) <健康部長> <市民部長>	福祉班 (福祉総務課長) <障害福祉課長> <高齢介護課長> <福祉指導監査課長> <子育て支援課長> <こども施設課長>	1 要配慮者の対策に関すること。 2 福祉避難所の運営に関すること。 3 行方不明者の捜索、把握及び遺体の搬送並びに安置、棺・ドライアイス等の手配、遺体の引渡しに関すること。 4 災害時における入所児童の安全に関すること。 5 災害見舞金、災害弔慰金及び災害援護資金に関すること。 6 日赤への協力依頼に関すること。 7 社会福祉協議会と連携しボランティアの受入れ及び配置に関すること。 8 災害ボランティアセンターの設置及び人材育成に関すること。	福祉総務課 障害福祉課 高齢介護課 福祉指導監査課 子育て支援課 こども施設課
	保健班 (健康づくり課長) <こども家庭安心課長>	1 市域における被災患者の把握及び報告に関すること。 2 医療関係機関との連絡に関すること。 3 市内医療機関の被害状況の把握及び報告に関すること。 4 救護所の設置及び管理に関すること。 5 被災者の健康維持に関すること。 6 感染症の予防に関すること。	健康づくり課 こども家庭安心課
	市民班 (市民課長) <保険年金課長>	1 市民からの災害関連の問合せ・相談に関すること。 2 相談事項の処理のための各班への要請に関すること。 3 被災者台帳に関すること。	市民課 保険年金課 人権推進課
	環境班 (環境対策課長)	1 災害時におけるし尿・ごみ収集処理計画の立案及び実施に関すること。 2 災害廃棄物処理計画の立案及び実施に関すること。 3 遺体の埋火葬に関すること。 4 防疫活動に関すること。 5 被災動物の保護等に関すること。	環境対策課

第2章 第1節 防災組織及び活動組織の整備

土木水防対策部 (都市デザイン部長)	土木水防班 (都市政策課長) <都市管理課長> <交通政策課長>	1 道路、橋りょう、河川、水路、農道水路、公園等の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 交通途絶箇所及び交通迂回路線の工事に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 公共土木施設の応急復旧、その他土木工事に関するこ と。 5 関係事業者への協力要請及び重機の調達等に関するこ と。 6 ため池等の監視及びため池管理者との連絡に関するこ と。 7 浸水の応急対策及び被害状況調査に関すること。	都市政策課 都市管理課 交通政策課
		1 被災建物の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 被災判定の協力に関すること。 3 建築物等の応急危険度判定に関するこ と。 4 応急仮設住宅の建設並びに維持管理に関するこ と。 5 市有建物等の被害状況調査及び応急対策に関するこ と。	
上下水道対策部 (上下水道部長)	上水道班 (水道工務課長) <経営総務課長>	1 水道施設の被害状況調査及び応急対策に関するこ と。 2 大阪広域水道企業団との連絡調整に関するこ と。 3 断水地区への応急給水に関するこ と。 4 水道施設の災害復旧に関するこ と。 5 災害による各戸使用水量の認定に関するこ と。 6 工作資機材の調達に関するこ と。 7 災害地の水質検査及び対策に関するこ と。	水道工務課 経営総務課
		1 下水道施設等に関する被害状況調査及び応急対策に関するこ と。 2 下水道施設の機械器具の整備点検及び操作指示に関するこ と。 3 下水道施設の維持管理に関するこ と。 4 関係業者への協力要請及び重機の調達に関するこ と。 5 下水道使用料等の減免に関するこ と。 6 浸水の応急対策及び被害状況調査に関するこ と。	
医療対策部 (病院長) <看護部長> <病院事務局長>	医療班 (副院長) <医療安全管理課> <医事総務課長>	1 入院患者等の避難、救護に関するこ と。 2 医薬品等の確保に関するこ と。 3 被災患者の把握に関するこ と。 4 対策本部の要請による被災地への医療関係者の派遣に に関するこ と。 5 隣接市立、府立及び国立病院又は保健所、その他医療機 関との連絡調整に関するこ と。	診療部 医療技術部 看護部 医事総務課

第2章 第1節 防災組織及び活動組織の整備

文教対策部 (教育部長) <教育監>	学校教育班 (教育総務課長) <指導課長> <学務課長>	1 教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 教職員への応援要請に関すること。 3 避難所運営支援に関すること。 4 罷（り）災児童・生徒の被災状況の調査及び応急処置に関すること。 5 罷（り）災児童・生徒に対する学用品の調達及び支給に関すること。 6 応急教育の実施に関すること。 7 学校授業の再開に向けた諸準備に関すること。	教育総務課 指導課 学務課
	社会教育班 (社会教育課長) <スポーツ推進課長>	1 避難所の統括に関すること。 2 教育施設、社会教育施設、文化財等の被害状況調査及び応急対策に関すること。 3 避難所運営支援に関すること。 4 広域避難場所への誘導、運営に関すること。 5 仮設トイレ等の設置、管理に関すること。	社会教育課 スポーツ推進課 公民館 図書館 文化財課
	避難所担当	1 指定緊急避難場所、指定避難所の開設、管理、運営に関すること。	あらかじめ定めた課

4 設置場所

市役所4階中会議室に設置する。ただし、当該施設が使用不可能と判断される場合、又は災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため必要がある場合は、市長の判断により、市役所別館、市民文化会館（リビエールホール）、勤労者センター（K.Iホール）等の代替施設に設置する。

資料12 柏原市災害対策本部条例

資料13 柏原市災害対策本部運営要綱

第4 警戒本部

1 設置基準

次の基準の場合、危機管理監を指揮者とする警戒本部を設置する。

- (1) 震度4を観測した場合
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合
- (3) 大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、災害の発生が予測される場合
- (4) 市域に小規模若しくは中規模の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合
- (5) その他市長が必要と認めた場合

2 組織体制

警戒本部の組織体制は、指揮者を危機管理監として各対策部、班で構成する。



3 事務分掌

災害対策本部に準じる。

4 設置場所

市役所4階中会議室に設置する。災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るために必要がある場合は、市長の判断により災害対策本部に準じた代替施設に設置する。

第5 初動本部

1 設置基準

風水害対策における初期の配備体制を決定するために、初動本部を設置する。

- (1) 大雨・洪水・暴風の警報が発表されたとき又は事前に警報の発表が予測される場合
- (2) 市域に小規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合

2 組織体制

初動本部の組織体制は指揮者を危機管理監として、総務対策部、民生対策部、土木水防対策部、上下水道対策部、医療対策部、文教対策部の部長で構成する。なお、勤務時間外において、配備体制の強化が必要と認められる場合、危機管理課長は危機管理監に連絡し、本部の設置と本部員の招集を要請する。

3 事務分掌

- (1) 災害応急対策の基本方針に関すること。
- (2) 配備体制に関すること。

第6 情報収集体制

震度3を観測したときや気象注意報等の発表がなされた場合、必要に応じて情報収集を行うために、危機管理課の職員が情報収集体制をとる。

第7 動員体制の整備・充実

【職員動員配備表】※避難所担当の職員数は含まない

※都市デザイン部、上下水道部、病院の動員職員数は含まない

部 名	課 名	配 備 人 員				
		事前配備	警戒配備	A号配備	B号配備	C号配備
政策推進部	秘書広報課	2	3	4	5	全員
	企画調整課	1	1	2	3	
	人事課	1	2	3	3	
	危機管理課	3	5	全員	全員	
総務部	総務課	2	3	5	7	全員
	公有財産マネジメント課	1	1	1	1	
	デジタル推進課	0	1	1	1	
財務部	財政課	0	0	1	1	全員
	契約検査課	0	0	1	2	
	課税課	1	1	6	8	
	納税課	0	1	3	4	
市民部	市民課	1	1	3	4	全員
	人権推進課	0	0	0	1	
	環境対策課	1	1	2	4	
	地域連携支援課	1	1	1	1	
	産業振興課	0	0	1	3	
	にぎわい観光課	1	1	1	1	
福祉こども部	福祉総務課	1	1	4	5	全員
	障害福祉課	0	0	1	1	
	こども家庭安心課	0	0	1	2	
	こども施設課	0	1	1	1	
	福祉指導監査課	0	0	1	1	
	子育て支援課	1	1	1	1	
健康部	健康づくり課	0	0	1	1	全員
	高齢介護課	1	1	4	6	
	保険年金課	0	1	4	6	
都市 デザイン部	都市管理課 都市政策課 都市開発課 交通政策課 用地課	部の動員基準に基づく				
会計管理室	会計管理室	0	0	0	1	全員

第2章 第1節 防災組織及び活動組織の整備

部名	課名	配備人員				
		事前配備	警戒配備	A号配備	B号配備	C号配備
上下水道部	経営総務課 水道工務課 下水工務課	部の動員基準に基づく				
病院	診療部 医療技術部 看護部 医事総務課	部の動員基準に基づく				
教育部	教育総務課	1	2	2	2	全員
	学務課	0	1	1	1	
	指導課	0	1	1	2	
	社会教育課	1	2	3	3	
	文化財課	0	0	1	1	
	スポーツ推進課	0	0	0	1	
	公民館	0	0	0	1	
	図書館	0	0	0	1	
行政委員会	行政委員会	0	0	0	1	全員
議会事務局	議会事務局	1	1	1	1	全員
合 計		21	34	69	95	全職員

1 職員の動員配備

(1) 勤務時間内

危機管理課長は、勤務時間内に気象予警報等が発表された場合又は被害の発生のおそれがある前兆現象等が報告された場合に、初動本部会議を招集し、配備体制について検討を行い、その議を経て、体制を決定する。決定した配備体制は、庁内連絡を実施する。

(2) 勤務時間外

各職員は勤務時間外に気象予警報等が発表された場合又は被害の発生のおそれがある前兆現象等が報告された場合、あらかじめ定められた動員配備表のとおり参集する。また、配備体制を増強する必要がある場合、危機管理課長は、危機管理監に初動本部会議の開催を要請し、その議を経て、体制を決定する。決定した配備体制は、「職員安否確認システム」等により伝達し、組織体制の設置と防災活動を実施する。ただし、極めて緊急を要し会議を招集・開催するいとまのない場合は、危機管理監への電話連絡等をもって配備体制を決定し、伝達する。

(3) 課別担当避難所の設定及び避難所担当職員の配置

危機管理課は、各課が開設、運営を担当する指定避難所をあらかじめ設定するとともに、災害発生直後、又は、災害の発生が予想される場合に必要な指定避難所の開設を各課に指示する。

第8 防災拠点機能等の確保・充実

災害発生時に速やかに災害応急活動体制をとれるよう、防災拠点機能等の確保・充実を図る。

1 防災中枢施設の整備

市、府をはじめ防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。

2 司令塔機能の整備

市及び防災機関は、市役所庁舎を災害対策本部設置場所等の司令塔機能施設として整備するよう努める。そのため、施設（非構造部材を含む。）の耐震化を推進するほか、代替施設の選定などのバックアップ対策を講じるとともに、保有する施設・設備において、電力供給が途絶した場合に備え、自家発電設備等の整備をはじめ多様な手段による電力確保に努める。自家発電設備の整備に当たっては、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平時から点検、訓練等に努めるものとする。

また、大規模災害発生時においては、市役所駐車場を災害応急活動の場所として活用することから、市及び防災関係機関の活動に必要なスペースや、電力の確保に努めるものとする。

第9 地域防災拠点の整備

災害時に市民や行政などの防災活動の拠点となるよう、地域防災拠点の整備を推進する。

1 地域の備蓄拠点

コミュニティのまとまりの区域となっている小学校区を単位として、中心となる小学校（10か所）を地域の備蓄拠点と位置づけ、防災用資機材の整備、非常用食料等の備蓄などに努めるとともに、通信設備の充実を図り、通信連絡体制を強化する。

【地域の備蓄拠点一覧】

施設名	所在地	電話番号	備考
柏原小学校	大正 1-9-53	972-3621	柏原
柏原東小学校	大県 1-8-5	971-2111	柏原東
堅下北小学校	法善寺 4-359-5	971-6857	堅下北
堅下小学校	平野 2-1-5	971-2816	堅下
堅下南小学校	安堂町 710	973-0581	堅下南
堅上小学校	雁多尾畠 5955	979-0009	堅上
玉手小学校	円明町 1-1	977-3551	玉手
国分小学校	国分本町 6-11-4	977-1205	国分
旭ヶ丘小学校	旭ヶ丘 3-4896	976-1361	旭ヶ丘
(旧)国分東小学校	国分東条町 3704-1	—	国分

2 地域防災拠点

市は、応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、府の広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

資料 27 防災備蓄拠点等一覧

第10 防災体制の強化

1 被災者支援システムの導入

市は、被災者支援システムの導入に努める。

2 業務継続の体制整備

市は、柏原市業務継続計画（B C P、平成31年（2019年）3月策定）の適切な運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。

3 相互応援体制の強化

市は、相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

第11 関係機関等との連携体制の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に関係機関等から応援を受けることができるよう、柏原市受援計画に基づき、実効性の確保に留意しつつ、発災時の連絡先、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制、防災関係機関の現地情報連絡員（リエゾン）を含めた情報共有の仕組みの構築等について必要な準備を整え、関係機関等との連携体制を強化する。

特に、府とは連携を密にし、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

1 関係機関・民間団体等との連携体制

市は、防災関係機関、防災上重要な施設の管理者、民間の防災組織等との連携・連絡体制、協力体制づくりを進め、必要な協定を締結するよう努める。

2 大阪府中部広域防災拠点等との連携

市は、大阪府中部広域防災拠点（八尾市内）、大阪府現地災害対策本部等との連絡機能を充実する。

3 広域応援の受入拠点の整備

市は、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊等の活動が効率的に行えるよう広域応援部隊の受入拠点となる施設等をあらかじめ選定する。

4 緊急輸送拠点の整備

市は、物資の集積、配送等の緊急輸送拠点となる小学校体育館及び中学校体育館等について、防災行政無線の充実を行うとともに、物流事業者の協力を得ながら支援物資の配置図をあらかじめ計画しておく、効率的な荷捌き等が行えるようにしておく。

あわせて、倉庫業者等と協定を締結し、災害時に物資拠点として使用できる施設の確保に努める。

5 広域的な応援体制の確立

市は、単独での対応が困難な大規模災害発生時に備え、近隣市町村間での相互応援協定を締結する。また、近隣での同時被災を考慮し、他府県等の市町村との広域的な相互応援協定の締結を進めていく。

応援を受けた場合の宿泊場所、執務場所、駐車場等について選定を進める。また、必要な事務手続き等がスムーズに行えるよう、定期的に訓練を実施する。

6 自衛隊との連携体制

市は、平時から自衛隊と情報交換を行い、スムーズな連絡体制を確立するとともに、宿泊場所、執務場所、駐車場・資材集積場等の確保等、事前に訓練を行う。また、派遣要請手続き等必要な事務手続きについて習熟に努める。

7 緊急消防援助隊の受入体制の整備

市は、地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため、府及び柏原羽曳野藤井寺消防組合の「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊との連携及び受入体制の整備を図る。

8 災害時派遣医療チームとの連携

市は、大規模災害時において市の医療機関だけでは対応できない急性期の対応を支援するために、全国から派遣されてくる災害時派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team、以下「D M A T」という。）との連携、受入体制を整備する。

9 近畿地方整備局との応援連携

「災害時等の応援に関する申し合わせ（平成24年（2012年）5月31日）」に基づき、災害時の整備局からの応援や受入れが円滑に行われるよう連携を図る。

10 事業者・ボランティアとの連携

市は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策にかかる業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。なお、協定締結等の連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組が行えるよう、防災協定の締結やコーディネート機能の強化に努める。

11 応急対策職員派遣制度の活用

応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第12 関連計画、マニュアルの作成・運用

災害発生時において、円滑かつ的確な災害対策活動ができるよう柏原市地域防災計画と関連する計画、マニュアルを策定・運用する。策定後は、これら計画やマニュアルを踏まえた訓練を実施しながら、地域防災計画とあわせて適時見直しを加え、修正する。

1 職員初動マニュアル

災害発生初期における職員の行動を定めた職員初動マニュアルを作成し、全職員が常に携行し、勤務時間内外にかかわらず、適切な初動体制を確保できるようにする。

2 活動項目別マニュアル

地域防災計画災害応急対策の活動項目別に、より詳細な活動内容や手順等を記載した「活動項目別マニュアル」(平成29年(2017年)3月作成)について、各班マニュアルと連動させながら適切に運用する。

3 各班マニュアル

災害発生時に必要な活動事項を時系列で整理した「各班マニュアル」(平成29年(2017年)3月作成)について、各班(各課)で職員に周知するとともに、適切な運用を図る。また、以後の訓練時にはこれを用いて活動し、訓練結果を踏まえて必要な見直しを適時行う。

各班は、勤務時間外における部内の連絡網を作成し、災害時の職員の安否確認、参集状況等に活用できるようにする。

4 柏原市業務継続計画（B C P）

南海トラフ巨大地震や生駒断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、庁舎(建物・ライフライン等)や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。

そのような市役所機能が低下するような状況に陥った場合でも、迅速な災害対応業務の開始と最低限の行政サービスの維持を、可能な限り円滑に遂行できるよう、平成31年(2019年)3月、「柏原市業務継続計画」を策定した。

今後、計画内容を職員に周知するとともに、訓練等を通じて内容の見直し・充実を図るなど、適切に運用する。

5 柏原市受援計画

市は、大規模災害時において、市単独では対応できない事態にも円滑に対応できるよう、相互応援協定締結自治体等からの応援を受ける際の、支援を要する業務や受入体制などを具体的に定めた「柏原市受援計画」を平成31年(2019年)3月に策定した。

今後、応援・受援にかかる関係機関等と計画内容を共有するとともに、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるなど、適切に運用する。

6 適地運用計画

災害発時においては、施設や空地は、直後の指定緊急避難場所から、その後の救援活動拠点、物資輸送拠点、災害廃棄物仮置場、応急仮設住宅建設用地まで、利用目的や需要が時系列に変化していく。災害発時において、これらの運用を確実に行うため、市有施設、市有空地のほか、府有施設(地)、国有施設(地)、民有施設(地)をあらかじめピックアップしておき、各災害対策活動の拠点として適しているかどうかを整理し、災害対策活動種類別にこれら施設・空地の利用優先順位を定めた適地運用計画をあらかじめ策定する。

7 その他必要な災害対策活動計画

上記以外にも、市民や関係機関と協議しながら策定する必要のある個別の災害対策活動に関する計画についても、順次策定し災害時に備えた運用に努める。

(個別の災害対策活動計画)

・避難所運営マニュアル(全体編)

- ・避難行動要支援者支援プラン（全体、個別） ※全体計画は、平成29年（2017年）2月策定
- ・避難情報の判断・伝達マニュアル（令和3年（2021年）6月、第2版策定）
- ・応急危険度判定マニュアル
- ・災害廃棄物処理計画
- ・ボランティアセンター運営マニュアル
- ・帰宅困難者支援計画

第13 災害対策事務従事職員用の備蓄物資の整備

災害発生後の初動期においては、災害応急対策に事務従事する職員は、不眠不休の状態となる。市は、災害応急対策に職員が全力をあげて事務遂行できるよう、食料、飲料水、仮設トイレ等、災害応急対策活動を継続するために必要な物資を備蓄する。

職員は、勤務時間外に災害が発生したときでも、迅速に参集し災害応急対策が実施できるよう、自宅における家具の転倒防止等の予防対策、参集時に必要なものをバッグに入れておくなどの対応策を実施しておく。

第14 防災用資機材等の確保

応急対策及び応急復旧を、迅速かつ的確に実施するため、必要な人材、装備、資機材等の確保、整備に努める。特に、3次医療機関等の人命にかかる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

1 人材、装備、資機材の確保

市は、防災用資機材等の充実に努めるとともに、関係団体等との協定締結を推進し、災害発生時における技術者や資機材等の確保に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するなど、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

また、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するなど、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取組むものとする。

また、大規模事故災害等に対応できるよう、消火薬剤等の備蓄を推進するとともに、被害の状況に応じて消毒を施行するため、必要な防疫用薬剤等の確保に努める。

2 資機材の点検

災害応急対策に万全を期するため、保有する車両、水防資材、救助用資機材等の定期的な点検・整備、補充交換を行う。

3 データの保全

地籍、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

資料 28 防災用備蓄物資・資機材一覧

第2節 情報収集伝達体制の整備

市、府及び関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平時から、通信施設等の整備拡充など、大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報の伝達体制の整備に努める。

さらに、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）と市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

市、府をはじめ防災関係機関は、無線交信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を一層強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含めて、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

第2 情報収集伝達体制の強化

市、府をはじめ防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、伝達手段の多重化・多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

1 情報収集伝達体制の整備

職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

2 伝達手段の多重化・多様化

様々な環境下にある市民や職員に対し、災害情報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、次に示す手段を活用し、伝達手段の多重化・多様化を図る。

- (1) 防災行政無線（戸別受信機を含む。）
- (2) 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）
- (3) テレビ
- (4) ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）
- (5) Lアラート（災害情報共有システム）
- (6) ポータルサイト（おおさか防災ネット）のホームページやメール
- (7) S N S（ソーシャルネットワーキングサービス）
- (8) 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）
- (9) ワンセグ、フルセグ 等

第3 通信手段の整備

災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性にかんがみ、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

1 通信施設の整備・点検

災害に関する情報連絡等について、有線電話・無線電話設備の機能を常時維持するため、保守管理を徹底し整備を行うとともに、災害に備え機器の転倒防止、予備電源の確保を図る。

2 通信連絡手段の多様化

市は、職員安否確認システム、衛星電話等の連絡手段の整備充実を図り、非常時の職員への連絡体制の強化に努めるとともに、情報収集の機動力の向上を図る。

3 防災行政無線・消防無線等の整備・拡充

災害時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うために、防災行政無線（MCA無線）の整備・拡充を行う。

(1) 防災行政無線整備（MCA無線）

情報収集、伝達体制の充実に向けて、防災行政無線をデジタル化し、より有効な通信手段を確保する。

ア 同報系システム……市内全住居地域に情報伝達可能となるような整備に努める。

イ 移動系システム……各指定避難所等に設置するほか、関係機関への配備・充実に努める。

(2) 消防無線の整備充実

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、災害時における情報の収集・連絡活動を迅速かつ的確に行うため、消防無線の整備充実に努める。

(3) 無線従事者の養成

防災行政無線局等の運用を円滑に実施するため、無線従事者を養成し、その適正配置に努める。

4 土砂災害情報相互通報システムの整備

土砂災害から人命を守るため、平時から災害時を通じて土砂災害関連情報を市民と市が相互に通報する土砂災害情報相互通報システムの活用を図る。

5 大阪府防災情報システム（O-DIS）の活用

災害状況を即座に把握するため、平時から防災行政無線の通信インフラである大阪府防災情報システムを活用し、被害状況に応じた初動体制の確立を目指す。

第4 災害広報体制の整備

災害に関する情報及び被災者に対する安否情報等を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

1 広報体制の整備

(1) 災害広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、危機管理課内に災害広報責任者を選任する。

災害広報責任者は市民に広報すべき災害・防災情報を広報班に迅速に連絡する。

(2) 灾害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

(3) 広報文案の事前準備

ア 地震情報（震度、震源、地震活動等）・気象・水位等の状況

イ 市民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ

- ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ
- エ 要配慮者への支援の呼びかけ
- オ 災害応急活動の窓口及び実施状況
- カ 市民に対する避難指示等の発令状況

資料63 災害時の広報文例集

(4) 要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保

2 市民への情報提供体制

報道機関を通じた情報提供、広報車による広報等の体制を確立するとともに、インターネット等による情報提供を検討する。

また、指定避難所となる公民館・学校への電話、FAX等の通信手段の整備及び要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保に努める。

なお、居住地以外の市町村に避難する避難者に対しても、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。

3 市民への広報手段の周知

- (1) 災害時はテレビ、ラジオ等で情報の入手に努めるよう周知徹底を図る。
- (2) あらかじめ、市役所、出張所、消防署、駅、指定避難所等の災害時情報拠点を設定し、市民に平時から周知するとともに、災害情報、生活関連情報などを掲示板等で広報する方法を定めておく。
- (3) 広報誌等によりインターネット等の利用について周知を図る。

4 災害時の広聴体制の整備

市民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、電話やFAX、相談窓口の設置などの広聴体制の整備に努める。

5 報道機関との連携協力

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

6 停電時の住民への情報提供

市は、電気事業者と適宜連携し、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達にかかる体制の整備に努める。

第5 災害情報共有化の推進

平時のみならず災害時においても、情報を各部で共有することによって、災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、地図情報システム構築の推進を検討する。

第3節 火災予防対策の推進

第1 建築物等の火災予防対策

地震火災による被害を軽減するため、平時からの出火防止対策を推進するとともに、出火に至った場合の初期消火体制の充実・強化を図っていく。また、小学校・中学校においては、消防訓練や体験学習を通じて地震の発生から安全に避難するまでの一連の行動について学ぶとともに、防災の観点から火災予防に関する知識の習得、普及啓発を図り、防火教育等を積極的に推進する。

1 出火防止

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、地震火災を未然に防ぐため、出火防止のための広報活動を実施し、市民等の防火意識の向上を図るほか、火災予防について立入検査、住宅等の防火指導、消防訓練等を通じて指導を行う。

(1) 市民等の火気取扱いにかかる意識の向上

出火防止の啓発として、春・秋の火災予防運動、危険物安全週間による立入検査の強化、婦人防火クラブ等への育成・指導、防火管理者・防災管理者及び関係者に対する講習会、説明会、研究会等を開催し、防火・防災知識の向上を図るとともに、自衛消防組織等による訓練を実施し火災予防の強化を図る。

(2) 火気使用設備・器具の安全化及び周囲の可燃物の整理

火気使用器具の転倒防止措置の促進、ストーブ等の火気器具の周囲にある可燃物除去を指導する。

(3) 電気設備の安全化

変電設備、自家発電設備、蓄電池設備等の電気設備の点検、整備の励行のほか、避難の際にはブレーカー遮断等の措置を行うよう指導する。

(4) 危険物取扱設備等の安全化

危険物等の安全取扱いと適正管理についての事業者等に対する指導を実施する。

(5) 化学薬品等取扱施設の安全化

化学実験室、薬局等において危険物等の物品を貯蔵又は取扱う場合は、火災予防上必要な措置を講ずるよう指導する。

(6) 大規模商業施設や多量の火気を使用する事業者に対しての指導

火気使用設備・器具の固定、転倒・落下防止措置、発震時における関係者の対応要領について指導する。

2 初期消火

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、地震により出火に至った場合、初期のうちに消火することができるよう、器具等の普及を図るとともに、訓練等による指導を行う。

(1) 家庭等への消火器具の普及

火災予防運動等の機会を通じて、家庭等で初期消火に必要な消火器具の普及啓発に努める。

(2) 消防用設備等の耐震性の保持

関係法令に定められた基準に基づく指導を行い、消防用設備等の耐震性の保持に努める。

(3) 市民及び事業者の火災警戒及び初期消火体制の充実強化

地域における消防訓練等、事業者における自衛消防訓練を通じて、火災警戒、出火時における初期消火について指導する。

3 防災教育

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、火災予防に関する知識の習得、普及啓発を図るため、自主防災組織等を活用して、市民、事業者の関係者等に対して防火教育等を推進する。

(1) 市民等に対する啓発

防火防災講演、防火教室、自主防災訓練（消防展）の開催、啓発用パンフレットの作成、報道機関に対する広報等を積極的に推進し、住宅防火の普及啓発を図る。

(2) 重要な施設管理者に対する教育

大規模商業施設等の不特定多数の人が出入りする施設、多量の危険物を貯蔵、取扱う施設の管理者等に対して、火災予防等に関する知識の普及啓発を図る。

ア 防火管理者、防災管理者などに対する教育の推進

イ 自衛消防、危険物防火協議会の育成

4 消防組織の連携強化

大規模災害等に対処するため、消防組織法第39条の規定により、隣接市町村相互間の連携の強化を図る。

(1) 八尾市、柏原市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防相互応援協定

（平成26年（2014年）6月1日 再締結 火災、水災その他の災害、救急）

協定機関…八尾市、柏原市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合

(2) 大阪府中プロック消防相互応援協定

（令和3年（2021年）4月1日 再締結 火災及びその他の災害、火災以外の消防業務）

協定機関…柏原羽曳野藤井寺消防組合、富田林市、河内長野市、松原市、河南町、太子町、千早赤阪村

(3) 航空消防応援協定

（平成22年（2010年）4月1日 再締結 回転翼航空機による消防業務の応援）

協定機関…大阪市、柏原羽曳野藤井寺消防組合

(4) 西名阪自動車道消防相互応援協定

（平成26年（2014年）4月1日 再締結 西名阪自動車道における消防業務）

協定機関…柏原羽曳野藤井寺消防組合、奈良県広域消防組合、松原市

(5) 大阪国際空港周辺都市航空機災害相互応援協定

（平成26年（2014年）1月31日 再締結 航空機の墜落等による大規模災害の応援）

協定機関…大阪市、堺市、高石市、豊中市、東大阪市、池田市、吹田市、八尾市、松原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市

(6) 大阪府下広域消防相互応援協定

（平成26年（2014年）4月1日 再締結 大規模災害の応援）

協定機関…府下の市町村及び消防組合

(7) 柏原羽曳野藤井寺消防組合・堺市消防相互応援協定

（平成20年（2008年）10月1日 火災、水災、その他の災害救急）

協定機関…柏原羽曳野藤井寺消防組合、堺市

(8) 南阪奈道路消防相互応援協定

(平成26年（2014年）4月1日 再締結 南阪奈道路における消防業務)

協定機関…柏原羽曳野藤井寺消防組合、堺市、富田林市、奈良県広域消防組合

第2 林野火災予防対策

市及び林野の管理者は林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

1 消防組織の連携強化

林野火災等に対処するため、消防組織法第39条の規定により、隣接市町村相互間の連携の強化を図る。

(1) 阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定

(平成26年（2014年）4月1日 再締結 林野火災)

協定機関…柏原市、八尾市、河内長野市、羽曳野市、東大阪市、富田林市、太子町、河南町、

千早赤阪村、柏原羽曳野藤井寺消防組合、五條市、御所市、平群町、三郷町、葛城市、
香芝市、王寺町、奈良県広域消防組合

2 出火防止

出火防止に当たっては、次の点に留意する。

(1) 巡視監視

(2) 下草等易燃物の整理等の指導

(3) 市民、事業者に対する啓発

(4) 森林法に基づく火入れの許可（市長による許可）

(5) 火入れ等の指導（林野に近接した防火対象物に対する指導）

3 延焼防止

延焼防止に当たっては、次の点に留意する。

(1) 水利の確保及びスコップ、可搬式ポンプ等の消火機材の整備

(2) 可燃物の除去

(3) 防火線、防火樹帯等の構築

4 林野火災対策用資機材の整備

消防力強化のため、防ぎよ資機材の整備と備蓄を推進する。

(1) 消火作業機器等の整備

空中消火用資機材、林野火災工作車、可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシャーティ、チェンソー等作業用機器

第4節 消防・救助・救急体制の整備

第1 消防計画の策定

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、消防活動を行ううえでの基本方針となる消防計画を、地域の実態に即して具体的かつ効率的に策定するものとする。特に、地震時には同時多発の火災が発生し、市街地大火となることが予測される。これに対する消防活動を時系列でみると、出火防止、初期消火、延焼防止、避難路の確保となり、避難路の確保等は避難計画と関連が深く、また消防ポンプ自動車等の走行道路の確保等は緊急輸送計画と関連が深いため、総合的な見地からの消防計画を策定する。

なお、消防計画に定めるべき大綱及び内容の主要事項は次のとおりである。

1 消防計画の大綱

- (1) 消防力等の整備に関すること。
- (2) 防災のための調査に関すること。
- (3) 防災教育訓練に関すること。
- (4) 災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。
- (5) 災害時の避難、救助、救急に関すること。
- (6) その他災害対策に関すること。

2 消防計画の内容

- (1) 組織計画（組織機構、災害時の消防隊等の班及び部隊の編成）
- (2) 消防力等の整備計画（消防力等の現況、施設及び資機材の整備点検）
- (3) 調査計画（消防地水利調査、災害危険区域等調査）
- (4) 教育訓練計画（教育、訓練）
- (5) 災害予防計画（火災予防指導、火災予防査察、風水害等の予防指導、広報活動）
- (6) 警報発令伝達計画（火災警報、その他警報の伝達及び周知）
- (7) 情報計画（情報収集、情報報告及び連絡、情報広報、情報記録）
- (8) 火災警防計画（消防職員及び消防団員の招集、参集、警戒、通信、火災防ぎよ）
- (9) 風水害警防計画（消防職員及び消防団員の招集、参集、警戒、通信、事前処置）
- (10) 避難計画（避難指示の発令基準、伝達、避難場所への誘導方法、避難場所の警戒）
- (11) 救助救急計画（消防職員及び消防団員の非常招集、参集、医療機関等との協力体制）
- (12) 応援協力計画（協定機関、応援の方法、資料の交換）

第2 消防体制の充実強化

地震災害は発生直後から多数の火災をはじめ、救助・救急事案の発生が予測されるほか、道路、水道等の機能障害等も伴う広域複合災害につながるため、災害初期の段階から効率的な消防活動を展開し得る消防体制の確保が必要である。

そのため柏原羽曳野藤井寺消防組合は、消火・救助・救急体制の充実はもとより、情報収集・伝達機能の強化等、総合的な消防体制の整備を図るとともに、大規模災害時には広域的な応援活動が不可欠となることから、緊急消防援助隊をはじめとする他都市の応援隊の受援体制の充実に努める。

一方、地域における初期消火等の防災活動は極めて重要なことから、自主防災組織、事業者の自衛消防組織等の育成に努めるほか、平時から防災関係機関との連携強化を図る。

1 消防庁舎の耐震化の推進

柏原羽曳野藤井寺消防組合庁舎及び消防署所庁舎は震災時において市民等の生命、身体、財産を守るために速やかな消火活動等、防災活動の拠点となる施設であることから、耐震性能の確保とともに機能強化を図る。

2 消防水利の整備

震災時における消防水利の確保を図るため、消火栓が使用できない場合に備えて消火栓以外の消防水利として、耐震性防火水槽の設置をはじめ、プール、下水処理水等の活用、さらには河川等の自然水利の有効活用を図るなど、消防水利の多様化に努める。

(1) 指定水利の確保

大規模地震発生時に活用できる指定水利の確保を継続して実施するとともに、既存の耐震性防火水槽の補修整備及び都市開発整備などに伴う増設に努める。

(2) 消火栓全断水時の水利確保

地震火災による被害軽減のため、消火栓全断水時に水利が不足すると予測される地域への消防用水を確保する。

(3) 遠距離大量送水システムの整備

河川等の自然水利を利用して、一分間に3,000リットルの水量を1km先まで送水できるシステムについて整備計画を検討する。

資料 29 消防水利の状況

3 消防活動体制の整備

地震災害発生時の効果的な消防活動の展開のためには初期の災害即応体制の強化が重要であり、防災活動全般の根幹となる災害初期の迅速・的確な被害情報の収集体制の整備とともに、何事にも優先して行わなければならない消火、人命救助、救急活動等、初動体制の強化を図る。

(1) 情報収集・伝達体制の強化

消防無線等を活用した情報収集・伝達体制を構築するとともに、消防団及び関係機関との連携強化を図る。また、無人航空機（ドローン）の導入計画に伴い、上空からの情報収集の推進に努める。

(2) 初期消火体制の充実

自主防災組織、市民等による初期消火とともに、道路通行障害時に消防隊が活用できるよう、各署所への可搬式ポンプの配置及び維持管理に努める。

(3) 救助・救急体制の充実

大規模地震時には多数の要救助者の発生とともに有毒ガスの漏洩等の特殊災害も同時に発生することが予想されるため、救助隊の訓練、研修をはじめ、高度救助資機材の整備、空気充填設備（移動式）の整備など救助体制の充実強化に努める。

また、多数の負傷者の発生に備えて、救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、救急隊の訓練、研修をはじめ、救急救命処置用資器材の整備など救急体制の充実強化に努める。

(4) 震災対策消防計画の充実

大規模地震発生時における効率的な消防活動を実施するため、消防職員の活動を具体的に規定した「地震活動マニュアル（警防本部編、警備課編、指令課編）」の見直しを必要に応じて実施するとともに、その充実を図り、震災時の活動に万全を期する。

(5) 関係機関との相互連携

大阪府、警察、自衛隊とともに、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施する。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（D M A T）等とも密接に情報共有を図り、連携して活動する。

4 広域消防応援にかかる受援体制の確立

地震災害の規模やその態様等によっては、広域消防応援による消防活動が不可欠であることから、柏原羽曳野藤井寺消防組合緊急消防援助隊受援計画（以下「柏羽藤受援計画」という。）に基づき、迅速な情報連絡体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊、大阪府下広域消防相互応援協定等で出動する応援隊の活動拠点（被災地進出拠点、宿营地等）について充実した受入体制の整備に努める。

(1) 活動拠点の整備

応援隊の活動拠点については、水害を受けにくい場所や駐車スペースが多くとれる施設等を確保するとともに、災害時の一時使用に関する協定を締結するなど、活動拠点の整備に努める。

(2) 活動拠点の設備強化

緊急消防援助隊による、他都市の応援隊の受入れについて、被災地進出拠点として指定されている柏原羽曳野藤井寺消防組合にあっては、応援隊の拠点となるため、燃料設備の整備及び駐車スペースの確保に伴うグランドのコンクリート化など、活動拠点の受入体制の強化に努める。

5 警防訓練等の実施

地震災害対応能力を高めるため、各種警防訓練を実施するとともに、訓練施設の充実に努める。また、消防職員が円滑な応急活動を実施するため必要な地震防災教育等を推進し、消防職員の資質の向上を図る。

6 地域との連携強化と自主救護能力の向上

震災時に地域防災の核として活動する地域の自主防災組織等との連携強化により、地域防災力の向上を図るとともに、消防訓練の実施をはじめ、応急手当の技術や知識等の普及啓発により、市民等の自主救護能力の向上に努める。

(1) 自主防災組織

大規模地震発生時における自主防災組織が効果的に活動できるよう、知識、技術の習得のための研修や訓練を実施する。

(2) 事業者の自衛消防組織

自衛消防体制の充実強化の推進と、地域の一員として近隣の災害防ぎよ活動に寄与できるよう、防災訓練等を通じて地域との連携強化に努める。

(3) 婦人防火クラブ

平時の火災予防はもとより、震災時における住宅からの出火防止や初期消火の知識技術の普及活動及び、近隣への情報提供活動等に寄与できるようクラブ員の防災知識・技術の維持向上に努める。

(4) 応急手当の普及啓発の推進

震災時における市民等相互の応急処置活動を効果的に行えるよう、応急手当の知識・技術の普及のため講習会を実施し、各種救命講習受講者の養成、拡充に努める。

7 防災関係機関等との連携強化

円滑な応急活動を実施するため、防災関係機関、民間事業者と災害時における連絡体制や活動分担等について事前に調整を行うなど、一層の連携・協力体制の充実に努める。

8 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

(1) 体制整備

人口減少社会を迎える中、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、待遇の改善、事業所の従業員に対する入団促進などによって、組織の強化に努める。

(2) 消防施設・装備の強化

消防団詰所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備の充実強化を図る。また、消防団詰所については、平時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては避難、備蓄等の機能を有する活動拠点としても活用できることから、詰所の整備に努める。

(3) 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する知識の高度化及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するために教育訓練を実施する。

(4) 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

資料 30 柏原市消防団の現況

第3 救急救助体制の充実

救急隊員の救急に関する知識の高度化及び技能の向上を図るため教育訓練を実施するとともに、救

第2章 第4節 消防・救助・救急体制の整備

命・救急機能を強化した救急車の増備等の資機材の充実強化を図る。

第4 応援体制の充実

消防相互応援協定締結の消防機関との連携体制を強化するほか、受入体制の整備に努める。

第5 連携体制の整備

府、大阪府柏原警察署、自衛隊等と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

第5節 応急医療体制の整備

市及び府は、災害時に迅速かつ的確な医療が行えるよう、医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集伝達体制、医療救護班の整備、災害医療の拠点の確保、医薬品の確保等を図り、災害時の医療体制を整備する。

第1 災害医療の基本的考え方

医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、市民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

この際、死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し市内の全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

また、大規模災害時においては、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析のうえ、必要な医療救護班を組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

1 現地医療活動

患者が最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班が「救護所」において実施する。

(1) 救護所及び現地医療活動の分類

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

ア 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置、トリアージ等を行う。

イ 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたり、指定避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

(2) 考え方

ア 医療機関を、できるだけ「救護所」と位置づけ、医療救護班の派遣と物資の供給を行う。

イ 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地内と被災地外を含め）全ての医療機関で実施する。

(1) 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。

(2) 被災地域内で対応困難な重症患者は、航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。

(3) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（府域外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

(4) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急性にあつた適切な患者の搬送・受入れを行う。

第2 応急医療体制の整備・拡充

市域の医療機関と協力し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できるよう、応急医療体制を平時から整備する。

1 災害医療情報の収集伝達体制の整備

(1) 連絡体制の整備

市及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。

(2) 災害医療情報連絡員の指名

情報収集伝達手段が麻痺した場合にも医療機関の被害状況など地域における保健医療に関する情報を収集するため、あらかじめ災害医療情報連絡員を指名する。

(3) 広域災害・救急医療情報システムの整備

府は、災害時の医療情報を迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、市及び医療関係機関に対して、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）を的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、その充実に努める。

また、府、市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

2 医師会等との協力体制の確立

一時に多数の患者が発生したり、交通が混乱して患者の搬送ができない場合に対応するため、柏原市医師会等と常に協力体制を形成しておくなど、確実な応急医療体制を整備する。

また、府及び医療関係機関に対して医療救護班の派遣を要請した場合において、円滑な受入れ及び救護所への配置調整が行える体制と窓口を整備する。

3 医療救護班の整備

柏原市医師会、柏原市歯科医師会及び柏原市薬剤師会の協力を得て、医療救護班の編成数や構成、派遣基準や派遣方法等について計画作成を推進する（「災害応急対策 第3章第7節応急医療対策」参照）。

4 その他

(1) 市は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。

(2) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

第3 現地医療体制の整備

1 応急救護所の設置

災害発生直後の短期間、災害現場付近で医療救護班による搬送前の応急措置やトリアージ（負傷者選別）等が行えるよう、中学校など救護所設置予定場所を事前に調査・検討し、災害の発生・拡大の状況をみながら数箇所に救護所が設置可能な体制を整える。

2 医療救護所の設置

災害発生直後から中長期間にわたって、主に軽症患者に対する医療や被災住民等の健康管理が行えるよう、指定避難所となる小中学校や高等学校など救護所設置予定場所を調査・検討するとともに整備に努める。

なお、医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

医療救護班の種類は次のとおり。

(1) 診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は必要に応じて専門外の診療にも対応することとする。

(2) 歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、救護所等で活動する。

(3) 薬剤師班

薬剤師で構成し、救護所、災害拠点病院及び広域防災拠点などで活動する。

第4 後方医療体制の充実

市域における災害医療の拠点となる医療機関等の整備を図り、多数の患者の収容力を確保するとともに、医療資源を十分に活用した後方医療体制の整備に努める。

1 市災害医療センターの整備

災害発生時に、医療救護活動の拠点となる市災害医療センターとして機能するよう、市立柏原病院において、医薬品及び医療用資器材の備蓄等を推進する。

2 協力病院の拡充

市災害医療センターである市立柏原病院を中心に、多数の患者発生に対応できるよう、協力病院の拡充を推進する。

資料 31 市内災害医療機関

第5 医療品等の確保体制の整備

備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関及び関連業者の協力を得て、医療用資器材、医薬品等の確保体制を整備する。

1 医療用資器材の確保体制の整備

災害の発生後、緊急に必要となる医療用資器材等については備蓄を推進する。また、柏原市医師会や関連業者との協力によって医療用資器材の調達体制の整備を図る。

2 医薬品等の確保供給体制の整備

市立柏原病院を中心に医療品等の備蓄を推進するとともに、平時から柏原市薬剤師会や関連業者との協力体制の整備に努める。また、備蓄のあり方についての検討を進める。

第6 患者等搬送体制の整備

災害発生時における患者、医療救護班、医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・空路を利用した輸送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

1 患者搬送

特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）の受入可能な病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

2 医療救護班の搬送

救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

3 医薬品等物資の搬送

医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

第7 個別疾病対策の推進

専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

第8 地域医療連携の推進

災害時における医療スタッフの受入れ及び医療資器材等の応援要請がスムーズに進み、協力病院をはじめ、柏原市医師会等との連携した医療活動が実施できるよう、平時から地域の実情に応じた医療体制づくりを推進する。

第9 医療関係者に対する訓練の実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

市、府及び災害医療関係機関は、地域の防災関係機関と共同して災害医療訓練を実施する。

第6節 緊急輸送体制の整備

災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び輸送拠点について把握・点検する。

第1 陸上輸送体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路の選定や効率的な陸上輸送を行うための事前対応に努める。

1 緊急交通路の選定

(1) 府選定の広域緊急交通路

府が選定している市にかかる広域緊急交通路は次のとおりである。

道 路 区 分	路 線 名 称	区 間
自動車等用道路	西名阪自動車道	全 線
一般道路	国道 25 号	奈良県境（柏原市）～梅田新道
	国道 170 号	八丁畷（高槻市）～上瓦屋（泉佐野市）
	国道 165 号	奈良県境～国分本町（R25・柏原市）
	府道八尾道明寺線	柏原高校北（R170・柏原市）～八尾空港

(2) 地域緊急交通路の選定（市選定）

関係機関と協議のうえ、広域緊急交通路と災害時用臨時ヘリポート、市内の備蓄拠点、緊急医療機関（市災害医療センター）等を連絡する道路を地域緊急交通路として選定する。

道 路 区 分	路 線 名 称	区 間
国道	旧 170 号	安堂交差点から八尾市境まで
	〃	柏原駅下り交差点から河内橋南詰交差点まで
府道	本堂高井田線	市道東条青谷線交差点から堅上小学校付近まで
	堺大和高田線	国分交差点から石川橋西詰交差点まで
	柏原駒ヶ谷千早赤阪線	原川東交差点から旭ヶ丘交差点まで
市道	本郷平野線	本郷橋交差点から市道上市法善寺交差点まで
	上市法善寺線	河原町交差点から柏原東小学校付近まで
	河原 7 号線	上市法善寺線交差点から柏原中学校グラウンド付近まで
	山ノ井法善寺線	山ノ井町交差点堅下北小学校付近まで
	太平寺 26 号線	旧国道 170 号交差点から堅下南小学校付近まで
	東条青谷線	国分寺大橋交差点から府道本堂高井田線交差点まで
	青谷 2 号線	東条青谷線交差点から青谷運動場まで
	本町 4 号線	国豊橋南詰交差点から大和川親水公園出入口付近まで
	田辺旭ヶ丘線	国分小学校西交差点から田辺交差点まで
	片山玉手西線	片山交差点から国分道明寺線交差点まで
	国分道明寺線	片山玉手西線交差点から片山 8 号線交差点まで

藤井寺市道	片山8号線	国分道明寺線交差点から玉手小学校付近まで
	石川東線	石川河川敷運動広場南出入口から石川橋東詰交差点まで
	東条9号線	国分市場2丁目交差点から東条10号線交差点まで
	東条10号線	東条9号線交差点から東条3号線交差点まで
	東条3号線	東条10号線交差点から東条35号線交差点まで
	東条35号線	東条3号線交差点から国分東小学校付近まで
	国府23号線	石川橋西詰交差点から藤井寺市柏原市学校給食センター前まで
	道明寺柏原線	藤井寺市柏原市学校給食センター前から河内橋南詰交差点まで

資料 33 緊急交通路選定図

2 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、府及び道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

なお、市では、西名阪自動車道及び国道25号が重要物流道路、国道25号が重要物流道路の代替・補完路に指定されている。

3 緊急交通路の周知

府が指定する広域緊急交通路及び市が指定する地域緊急交通路については、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平時から市民、事業者等への周知徹底を図る。

4 緊急通行車両の事前届出

市所有の車両のうち緊急通行車両として使用する計画のある車両については、大阪府柏原警察署に対して事前届出の手続きを行う。

市及び関係機関は、災害時の応急対策活動が円滑かつ迅速に実施できるように、所有車両を緊急通行車両として大阪府柏原警察署を経由して、大阪府公安委員会へ事前届出し、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けて災害に備える。

(1) 対象車両

次のいずれにも該当する車両であること。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を除く。

- ア 防災計画に基づき、災害応急対策を実施するための車両
- イ 指定行政機関等の保有・契約車両又は災害発生時の調達予定車両
- ウ 使用の本拠の位置が府内にある車両

(2) 届出済証の返還

次の場合、速やかに大阪府柏原警察署長を経由して届出済証を返還する。

- ア 届出済証の交付を受けた車両が、緊急通行車両として使用する車両に該当しなくなったとき。
- イ 当該車両が廃車となったとき。
- ウ その他緊急通行車両としての必要がなくなったとき。

5 備品等の整備

通行禁止等を示す看板、カラーコーンなど必要な備品の整備に努める。

6 道路障害物除去対策の検討

- (1) 障害物を除去する道路の優先順位及び障害物除去方法の検討を推進する。
- (2) 関係機関や道路管理者と、災害時のための対処方法の協議に努める。
- (3) 建設用重機を所有する民間団体や業者等との協定締結を推進するなど、災害時の協力体制の確立に努める。

資料 32 緊急交通路一覧

資料 33 緊急交通路選定図

第2 航空輸送体制の整備

府等の関係機関の協力による災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等に、ヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポートの整備や選定に努める。

なお、市は、新たに災害時臨時ヘリポートを選定した場合又は報告事項を変更（廃止）した場合は、府に報告するものとする。

臨時ヘリポートに指定されているところにあっては、災害時に他府県等（消防・警察・自衛隊等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとしてヘリサイン（対空表示）の整備に努める。

資料 34 災害時用臨時ヘリポート一覧

第3 交通混乱の防止対策

1 震災時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平時から緊急交通路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報収集体制や応急点検体制の整備に努める。

2 災害時避難のあり方の周知徹底

災害時の避難に当たっては、車両を使用してはならない旨を広報等によって周知徹底に努める。

3 交通規制・管制体制の整備

交通安全施設の整備など大阪府公安委員会及び大阪府柏原警察署が行う交通規制・管制体制の整備に協力する。また、災害時における道路施設の破損・決壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

第7節 避難受入体制の確立

市は、災害から市民を安全に避難させるため、避難場所、指定避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民に周知するなどの体制の整備に努める。

さらに、市及び府は、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から市民を守るための斜面判定制度の活用を進める。

第1 避難場所、避難路の指定

1 避難場所

(1) 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、災害の種別（地震・洪水・土砂災害・大規模火災）毎に指定する。指定する施設は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分があるものとする。

(2) 広域避難場所

火災の延焼拡大等の危険性が発生した場合に避難でき、輻射熱、熱気流に対し有効な遮断ができるおおむね10ha以上の空地を広域避難場所として指定する。

名 称	所 在 地	面 積 (m ²)
石川河川敷広場	玉手町、石川町、円明町	77,413
大和川右岸河川敷広場	高井田、安堂、古町	26,780
法善寺遊水地	法善寺4丁目	114,000
大和川親水公園	国分本町3丁目、国分市場1丁目	40,501

資料35 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所一覧

資料36 広域避難場所

2 避難路

避難が安全かつ円滑に行われるよう、避難路を指定する。避難路は、落下物、倒壊物による危険など、避難に当たっての障害のおそれが多く、水利の確保が比較的容易な道路及び緑道とし、避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じるものとする。道路幅員については、洪水、土砂災害等の場合は、原則3m以上、大規模火災や地震等の場合は原則16m以上（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上）の道路又は10m以上の緑道とする。

3 避難場所・避難路の明示・周知

避難場所、避難路の指定に当たり、市は、日本産業規格（JIS）に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するように努める。なお、避難場所標識等については、案内図記号（JIS Z8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法にかかる「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」を用いる。

また、指定した避難場所、避難路については、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方を含め、ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

資料 37 避難路一覧

資料 38 避難路

第2 避難場所、避難路の安全性の向上

市は、関係機関と協力し、一時避難場所、広域避難場所及び避難路を避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

1 指定緊急避難場所

- (1) 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備
- (2) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (3) 複数の進入口の整備
- (4) 避難場所標識の設置

2 避難路

- (1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (2) 落下・倒壊物対策の推進
- (3) 誘導標識、誘導灯の設置
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置等

第3 指定避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等によって避難を必要とする市民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定、整備する。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに感染症患者が発生した場合の対応を含め、関係部局が連携して、必要な措置を講じる。

また、避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、府と連携し、公的施設やホテル等の民間施設の指定避難所としての利用拡大、応急住宅としての空き家・空き室の活用などによって可能な限り多くの避難所の開設に努めるとともに、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

さらに、平時から、指定避難所の場所、受入人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備を図る。

1 指定避難所の指定

指定避難所は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ公共施設等を中心に施設管

理者の同意を得たうえで指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- (1) 避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。なお、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校は教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (3) 指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、Wi-Fi環境等の通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- (4) 指定避難所等について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。
- (5) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、指定避難所内の過密抑制対策や、感染症患者が発生した場合の対応について、平時から府内関係部局が連携して、必要な場合には、ホテル・旅館等の指定避難所としての活用等を含めて検討するよう努める。
- (6) 保健所は、市の関係部局等との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

2 要配慮者に配慮した施設整備等

人口減少社会を迎える中、要配慮者となる高齢者の増加、支援者となる若年者の減少が懸念されることから、市は、要配慮者が利用しやすいよう、指定避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、次の基準による施設の福祉的整備を図る。また、要配慮者を保護するために、二次的避難所として、福祉避難所を指定する。また、福祉関係者等の協力を得ながら、指定避難所における介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、府と連携し、必要な人員を確保する。

- (1) 多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障害者等が落ち着ける環境を工夫することや、障害特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえること、歩行が困難な障害者等の通路を確保することなど、様々な対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。
- (2) 多人数の避難に供する施設の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める。
- (3) 市は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- (4) 市は、施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める。

3 指定避難所の管理運営体制の整備

避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなど指定避難所の管理運営体制を整備とともに、防災訓練等を通じて、市民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識（特に、夏季における熱中症の危険性や予防・対処法などを含む。）に関する普及啓発等に努める。知識等の普及に当たっては、市民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

(1) 開設体制

市長が災害の種別、規模等の状況から判断して、指定避難所の一部又は全部の開設を決定し、その指示によりあらかじめ定められた避難所担当職員（課）又は施設管理者が開設する。

なお、避難所担当職員は平時から施設管理者と連携を密にし、災害時に迅速な指定避難所開設が可能となるよう努める。

(2) 管理運営体制

指定避難所の安全確保に十分留意し、施設管理者をはじめ、自主防災組織等地域の協力を得て、地域の実情を考慮した管理運営を行う。

なお、運営面においては、女性の参画を促進し、特に重要な意思決定を行う際には、男女双方の視点を必ず取り入れることとし、とりわけ女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める。

資料 35 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所一覧

第4 避難者の受入れ

市は、指定避難所（指定緊急避難場所）に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者的心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れ方策について定めるよう努める。

第5 避難指示等の事前準備

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、市民への周知及び意識啓発に努める。

1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

市では、内閣府の「避難情報等に関するガイドライン」（令和3年（2021年）5月改定）に基づき、「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成している（令和3年（2021年）6月、第2版策定）。

避難指示等の発令判断に当たっては、このマニュアルを適切に運用するとともに、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改定するものとする。

2 市民等への周知・意識啓発

市及び府は、避難指示や緊急安全確保等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行う

第2章 第7節 避難受入体制の確立

ことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市及び府は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、市は、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努める。

避難指示等と居住者等のとるべき行動（警戒レベルの詳細）

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル1	<p>災害への心構えを高める</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。 	早期注意情報 (気象庁が発表)	
警戒レベル2	<p>自らの避難行動を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。 	大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意情報 キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） 土砂災害に関するメッシュ情報（注意）
警戒レベル3	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 	高齢者等避難 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫警戒情報 洪水警報 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） 大雨警報（土砂災害） 土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）
警戒レベル4	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 	避難指示 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険情報 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（非常に危険） 土砂災害警戒情報 土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） <p>※1</p>

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル5	<p>命の危険 直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 	緊急安全確保 (市が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報 ・(大雨特別警報(浸水害))※2 ・(大雨特別警報(土砂災害))※2

- (注) 1 市長は、居住者等に対して避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。
- 2 市長が発令する避難指示等は、市長が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。
- 3 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、府が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。
- 4 ※1 土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）については、令和3年（2021年）の災害対策基本法改正に伴う警戒レベル相当情報の整理に時間を要するため、令和3年（2021年）出水期においては、従前より用いている「非常に危険（うす紫）」が警戒レベル4相当情報となる。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5相当の危険度分布「黒」の新設を行い、それに伴い警戒レベル4相当の配色は「紫」に変更予定。それまでの間、土砂キキクルの「極めて危険（濃い紫）」を、大雨特別警報（土砂災害）が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。
- 5 緊急安全確保は、令和3年（2021年）の災害対策基本法改正により、警戒レベル5の災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、※2の大雨特別警報（浸水害）及び大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。

第6 避難誘導体制の整備

市は、災害が発生又は発生するおそれがある場合に対応するため、避難誘導にかかる計画をあらかじめ作成し、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容を市民に周知徹底する。周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するとともに、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

避難誘導体制の整備については、地域特性を考慮し、特に避難行動要支援者の誘導に配慮しつつ、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会（町会）など地域住民組織や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。

なお、特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うな

第2章 第7節 避難受入体制の確立

ど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努める。

1 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前のこどもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設との連絡・連携体制を構築する。

2 不特定多数の者が利用する施設の管理者

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導にかかる計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練となるよう努める。

また、市及び府は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

第7 広域避難体制の整備

市及び府は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の自治体と協力体制を構築するとともに、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在にかかる応援協定締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害が発生又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

第8 応急仮設住宅対策

災害によって住家が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対し、早期に一時的な居住の安定が図られる体制の整備に努める。

1 建設候補地の事前選定

あらかじめ、市域の都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅が建設可能な候補地を選定する。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。応急仮設住宅の候補地の戸当たり敷地面積は、50m²以上とする。

資料 40 応急仮設住宅建設候補地一覧

2 高齢者・障害者に配慮した住宅の確保体制の整備

高齢者・障害者に配慮した構造・設備の応急仮設住宅が確保されるよう、府と連絡調整を行う。

第9 罹（り）災証明書の発行体制の整備

1 罹（り）災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹（り）災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹（り）災証明発行業務のシステム化、住家被害認

定調査及び罹（り）災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹（り）災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

2 住宅等被害調査の実施体制の整備

住家被害の調査や罹（り）災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第8節 二次災害防止体制の整備

第1 応急危険度判定体制の整備

市及び府は、市民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

府は、市、建築関係団体との連携により、応急危険度判定講習会を開催し、被災建築物応急危険度判定士の養成、登録を行う。

(2) 実施体制の整備

府は、被災建築物応急危険度判定士の派遣体制の整備を図るとともに、都道府県の相互支援体制の整備を図る。市は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入体制の整備など実施体制の整備を図る。

(3) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

市及び府は、建築関係団体と協力し、市民に対して、被災建築物応急危険度判定制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

2 被災宅地危険度判定体制の整備

(1) 被災宅地危険度判定士の養成、登録

府は、市、建築関係団体との連携により、危険度判定講習会を開催し、被災宅地危険度判定士の養成、登録を行う。

(2) 実施体制の整備

府は、被災宅地危険度判定士の派遣体制の整備を図るとともに、都道府県の相互支援体制の整備を図る。市は、判定主体として、資器材の整備、被災宅地危険度判定士受入体制の整備など、実施体制の整備を図る。

第2 斜面判定制度の活用

府は、土砂災害から市民を守るため、N P O法人大阪府砂防ボランティア協会等の斜面判定制度の活用を図る。

1 実施体制の整備

府は、市町村、砂防関係団体との連携により、斜面判定制度の整備を図る。

2 斜面判定士の登録

N P O法人大阪府砂防ボランティア協会は、斜面判定士の登録を行う。

3 斜面判定制度の普及啓発

市及び府は、N P O法人大阪府砂防ボランティア協会等と連携し、市民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第9節 緊急物資の確保供給体制の整備

市及び府は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する。また、備蓄を行うに当たって、大規模災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

第1 飲料水の確保

震災時において、発災後3日間は被災者1人当たり1日3リットルの飲料水を供給することを目標とし、それ以降は順次供給量を増加できるよう、給水拠点、応急給水用資機材等の整備・充実を図るとともに、応急給水を実施する体制の整備を図る。

1 給水拠点、応急給水用資機材等の整備・充実

- (1) 市内の浄水場、配水池を災害時の給水拠点として整備を図る。
- (2) 広域避難場所等の応急給水所に飲料水用耐震性貯水槽の設置や組立式応急給水タンクの配備を推進する。
- (3) 給水車を配備する。
- (4) 応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄を充実する。
- (5) 長期保存可能なボトル水を備蓄する。
- (6) 危機管理マニュアルを整備する。
- (7) 大阪広域水道企業団のあんしん給水栓を利用する。

2 応急給水体制の整備

- (1) 応急給水所における給水車及び組立式応急給水タンク等による応急給水体制の整備を図る。
- (2) 被災の状況に応じて市内各所の消火栓及びあんしん給水栓を活用した応急給水を実施する体制の整備を図る。
- (3) 大阪広域水道企業団との相互協力のもと、大阪広域水道震災対策本部との連携、連絡体制を整備する。

資料 20 水道施設の概況

第2 食料及び生活必需品の確保

市、府をはじめ防災関係機関は、相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、女性と男性のニーズの違いや、可能な限り要配慮者、女性、こども等の特性に配慮する。

1 重要物資の備蓄

市及び府は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたら

第2章 第9節 緊急物資の確保供給体制の整備

す災害を想定し、避難者支援のために特に必要とする食料など11品目を重要物資と位置づけ、市と府で1:1を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。

必要量は、直下型地震（1日分）と南海トラフ巨大地震（3日分）それぞれの避難所避難者数を下表の算出式で算出した数量を比較し、多い方とする。

品 目	算 出 式
食糧	避難所避難者数×3食×1.2(注) (注)1.2は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。
高齢者食	上記で算出した数量のうち、5% (80歳以上人口比率)を高齢者食とする。
毛布	避難所避難者数×必要枚数2枚/人
乳児用粉ミルク 又は乳児用液体ミルク (乳アレルギーに対応 したもの)を含む。)	【粉ミルク】 避難所避難者数×1.6% (0~1歳人口比率)×70% (人口授乳率)×130g/人/日 (南海トラフ想定の場合は3日を乗じる。) 【液体ミルク】 避難所避難者数×1.6% (0~1歳人口比率)×70% (人口授乳率)×1リットル/人/日 (南海トラフ想定の場合は3日を乗じる。)
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6% (0~1歳人口比率)×70% (人口授乳率)×1本(注)/人 (注)「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は5回/人/日とする。 ※市は、必要数分(100%)、府は予備分とする。
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×2.5% (0~2歳人口比率)×8枚/人/日
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合 0.005×8枚/人/日
簡易トイレ	避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者 100人に1基、市はBOX型(マンホールトイレ等含む。)、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。
生理用品	(直下型地震による)避難所避難者数×48% (12~51歳人口比率)×52% (12~51歳女性人口比率)×5/32(月経周期)×5枚/人/日と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×48% (12~51歳人口比率)×52% (12~51歳女性人口比率)×5/32(月経周期)×5枚/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方
トイレットペーパー	(直下型地震による)避難所避難者数×7.5m/人/日と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×7.5m/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方
マスク	(直下型地震による)避難所避難者数と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×3日で算出した数量を比較し多い方

※府「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」より抜粋

2 その他の物資の確保

重要備蓄物資の他に必要な物資を確保するため、民間業者等と緊急時の物資調達に関する協定を締結するなど確保体制を整備する。

また、個人のプライバシーや女性への環境配慮のための物資の備蓄を推進する。なお、確保する物資は次のとおりである。

- (1) 精米、即席麺などの主食
- (2) ボトル水、缶詰水の飲料水

- (3) 野菜、漬物、菓子類などの副食
- (4) 被服（肌着等）
- (5) 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- (6) 光熱用品（LPGガス、LPGガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- (7) 日用品（石鹼、タオル、ティッシュペーパー、歯ブラシ、ラップ等）
- (8) 医薬品等（常備薬、救急セット、マスク、手指消毒液、器具等消毒薬品、体温計、うがい薬、使い捨て手袋、使い捨てエプロン、感染対策に必要な物品、助産に必要な物品等）
- (9) ブルーシート、土のう袋
- (10) 仮設風呂・仮設シャワー
- (11) 簡易ベッド、間仕切り等
- (12) 要援護高齢者、障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、視覚障害者用つえ、補聴器、点字器等）
- (13) 棺桶、遺体袋
- (14) その他必要物資

3 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。また、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。さらに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

- (1) できる限り指定避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保
- (2) 定期的な備蓄物資の点検及び更新
- (3) 定期的な流通在庫量調査の実施
- (4) 供給体制の整備（共同備蓄や相互融通含む。）
- (5) 市物資拠点から各指定避難所への物資の配達及び支給体制の整備

資料42 緊急通行車両確認証明書

資料43 緊急通行車両標章

第3 市民における備蓄の推進

最低限の水（1日1人当たり3リットル）と食料について7日分以上の備蓄を行うとともに、衣類・貴重品・非常用物資（懐中電灯、ラジオ、水筒等）を、避難に際しての非常持ち出し品として用意しておくなど、各人が必要な物資について自らが確保に努めるものとし、市は、その周知徹底を図る。

第10節 ライフライン確保体制の整備

災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平時から防災体制の整備に努める。

第1 上水道

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施するため、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。
- (2) 応急復旧マニュアル等を整備するとともに、管路図等の分散管理体制を整備する。
- (3) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報通信システム（水道情報通信ネットワーク）を整備する。
- (4) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。

2 災害対策用資機材の整備点検

- (1) 被災した上水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、調達体制の整備に努める。
- (2) 給水車等の保有資機材の点検に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力体制の整備

- (1) 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。
- (2) 震災時に迅速な応急復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を実施するため、大阪広域水道企業団と協力して大阪広域水道震災対策中央本部組織を整備する。
また、災害時に備え平時から大阪広域水道企業団との連携体制の強化に努める。
- (3) 府県間等の応援協定及び日本水道協会等を利用した広域応援体制を確保する。

第2 下水道

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施するため、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努めるとともに、施設管理図書等の整備、分散保管を図る。

2 災害対策用資機材の整備点検

- (1) 被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、調達体制の整備に努める。
- (2) 保有資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (3) 民間事業者等との協定締結による協力応援体制の整備に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力体制の整備

- (1) 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるとともに、府、市町村間の協力体制を整備する。
- (2) 府と協力して「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づく近畿2府7県の支援体制の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等との相互支援要請体制を推進する。

第3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
- (2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- (3) 対策要員の動員体制を整備する。
- (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (5) 平時から地方防災会議への参加により災害時の情報提供、収集等、相互連携体制を整備しておく。
- (6) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力をを行う。

2 災害対策用資機材の整備点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）を整備する。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (5) 衛星通信の配備等、情報通信手段の多様化を図る。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

第2章 第10節 ライフライン確保体制の整備

- (1) 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- (2) 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。
- (3) 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動並びに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

4 協力体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、他電力会社及び電源開発株式会社等と相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「二社間融通電力受給契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）

災害時における二次災害等の被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - イ 基準値以上の揺れを感じると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める（復旧時における仮設配管及び導管地中残置、事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化）。

2 災害対策用資機材の整備点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備するとともに、緊急時通信機器及び消火・防火設備の整備充実に努める。
- (2) 保有資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (3) 適切な導管材料の備蓄に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」(一般社団法人日本ガス協会)に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社関西支店、ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社等）

災害によって電気通信施設又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資機材の整備点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3 防災訓練の実施

- (1) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
 - ア 災害予報及び警報の伝達
 - イ 非常招集
 - ウ 災害時における通信疎通確保
 - エ 各種災害対策機器の操作
 - オ 電気通信設備等の災害応急復旧
 - カ 消防及び水防
 - キ 避難及び救護
- (2) 中央防災会議、大阪府防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

4 協力体制の整備

- (1) 電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。
- (2) グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

5 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、府、市町村及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

第6 市民への広報

ライフラインにかかわる事業者は、災害時の対応について、各事業者のホームページ等の多様な伝達手段を活用して広報活動を実施し、市民の意識向上を図る。

市は、平時から、飲料水等の備蓄の重要性、節水、水質汚濁防止、非常時の下水排除の制限等についての広報に努める。

関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社並びに大阪ガスネットワーク株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害防止のため、災害時の注意事項等について広報する。

西日本電信電話株式会社等電気通信事業者は、災害時の通信輻輳緩和のため、緊急通話以外の電話の自肃、緊急通話の場合にかかりやすい公衆電話の利用等、災害時の電話利用における注意事項について広報する。

第7 倒木等への対策

電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

なお、市は、必要に応じて、事業者が行う事前伐採等に協力する。

第11節 交通確保体制の整備

鉄道及び道路施設の管理者は、災害発生時においても安全かつ円滑な交通を確保するため、平時から体制を整備するよう努める。

第1 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社）

鉄道施設管理者は、応急復旧のための資機材を整備するとともに、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生直後の被害状況調査及び安全点検を行うための人材の確保等の応急点検体制の整備に努める。

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行ったうえで、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

第2 道路施設（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備するとともに、災害発生直後の被害状況調査及び安全点検を行うための人材の確保等の応急点検体制の整備に努める。

第12節 営農対策の推進

市及び関係機関は、災害による農作物等の被害（病害虫を含む。）の減少を図る防災営農を推進するため、防災営農技術の末端への浸透に努めるとともに、府の援助を得て、指導体制の確立と、その普及に努める。

第1 指導体制の確立

防災営農技術等を末端農家へ迅速に伝達し、防災営農を推進するため、市、大阪中河内農業協同組合の営農指導職員、末端農家の指導体制を確立するとともに、関係機関及び団体との連携を図り、防災営農技術の末端への浸透に努める。

第2 営農技術の確立及び普及

防災営農技術の確立を図るとともに、地域ごとに広報活動を行い、農地及び農業用施設の防災営農技術の普及に努める。

第3 畜産対策

家畜伝染病の予防については、平時から畜産農家にその指導を行うとともに、国の防疫方針に基づく府（家畜保健衛生所）の指示に従い、これに協力してまん延防止に万全を期する。

第3章 災害に強い人づくり

第1節 防災訓練及び職員の防災教育

市、府をはじめ消防団等の防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、避難行動要支援者や女性の参画を含め、多くの市民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。実施に当たっては、地域の災害リスクに基づき各種災害に関する被害想定を明らかにし、夜間も含めた実施時間帯の工夫やシナリオによらない実地訓練など、より実践的な訓練に取組む。

また、訓練後には事後評価を行い、職員の習熟度の確認と課題の抽出・評価を行い、必要に応じて防災体制の改善を行う。さらに、新たな防災体制の改善点の検証が可能となるよう、適時防災訓練の内容を見直す。

第1 実施する訓練内容

1 総合防災訓練

市は、防災関係機関、自主防災組織等の地域団体、事業者等の参加を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等の総合的訓練、水防、林野火災、危険物、航空機等の災害別対策訓練、地震直後の風水害等の複合災害に備えた訓練等の防災訓練実施に努める。

その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

- 事前広報訓練
- 警戒巡視・被害状況通信訓練
- 避難誘導訓練(大規模広域災害時の円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関との連携による実践型の防災訓練を含む。)
- 避難所開設・運営訓練(新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応を含む。)
- 救援物資輸送訓練
- 救護所設営訓練
- ライフライン施設応急復旧訓練
- 救出消火訓練
- 応急危険度判定実施訓練
- 被災者支援を行うための実践訓練
- 基本的な防災資機材の操作訓練

2 市職員防災訓練

市は、災害時における応急対策活動が迅速かつ的確に行われるよう、職員に対する非常参考訓練、通信訓練、情報収集訓練、救援・救護訓練、普通救命講習等を実施する。

3 学校教育施設の訓練

学校園管理者は、保護者及び自治会（町会）、自主防災組織等の地域団体と協力して、防災活動への啓発を図るために、避難訓練、初期消火訓練、登下校園時の防災訓練等を実施する。

4 図上訓練（D I G）

総合防災訓練に加えて、図上訓練（D I G）を実施する。訓練対象は、市長、幹部職員を含む全職員であり、災害対応の手順を確認する手順確認型訓練のほか、訓練される側が事前に訓練シナリオを知らされないまま行うブラインド型訓練も適時実施する。

5 広域防災訓練

市は、府、協定締結市町等が実施する広域防災訓練に参加するとともに、近隣市町村等との連携体制を強化するため、広域的な防災訓練を実施する。

なお、市は、自主防災組織等の組織化の推進と活動の活性化を図るため、必要な資機材等の整備及び教育訓練等に対する支援に努め、自発的活動の充実・強化を図る。

6 防災関係機関の訓練

各防災関係機関は、市の総合防災訓練に参加するとともに、それぞれ単独ないし市と協力して防災訓練を行う。

7 市民・自主防災組織・事業者等の訓練

市民・自主防災組織・事業者は、防災意識の高揚を目的に、地域・事業者等の実情にあった防災訓練を実施する。

- 地区・自治会（町会）ごとに防災訓練を推進し、災害に対する意識啓発を図り、初期消火、避難誘導、救助・救護活動等の地域における自主防災力の向上に努める。
- 避難訓練の実施に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した訓練を実施する。

8 危険物等保有施設の訓練

危険物等保有施設の関係者は、危険物等保有施設の防災活動を迅速かつ適切に行うために、従業員の防災訓練を実施するものとし、初期消火訓練、通報及び広報訓練、被害の拡散防止・二次災害防止訓練等を行う。

第2 職員に対する防災教育（人材の育成）

市、府をはじめ防災関係機関は、各々の防災体制の強化とあわせて、災害対応力の向上を図るために、幹部を含めた職員への防災教育をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

1 教育の方法

- (1) 講習会、研修会等の実施及び参加
- (2) 見学、現地調査等の実施
- (3) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知

2 教育の内容

- (1) 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- (2) 災害対策活動の概要
- (3) 非常参集の方法
- (4) 気象、水象、地象、その他災害発生原因及び放射性物質・放射線についての知識並びに災害の種別ごとの特性
- (5) 過去の主な被害事例
- (6) 防災知識と技術（環境放射線モニタリングの実施方法、放射線関連機器及び緊急時医療等に関するなどを含む。）
- (7) 防災関係法令の適用
- (8) 図上訓練の実施
- (9) その他必要な事項

第2節 防災意識の高揚

市及び府をはじめ防災関係機関は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施など、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、市民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。これらの実施に当たっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第1 防災知識の普及啓発等

市及び府をはじめ防災関係機関は、気候変動の影響や過去の災害の教訓、あらゆる災害の被害想定等を示しながら、その危険性を周知するとともに、市民が、災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の災害リスクや危険が生じていてもいつも通りだと思うこと（正常性バイアス）、周りが避難しないと大したことがないと誤認しあうこと（集合的無知）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

特に、被害の防止、軽減の観点から、市民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、市民の理解と協力を得るよう取組む。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るとともに、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

1 普及啓発の内容

（1）災害等の知識

- ア 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあることなど、様々な災害の態様や危険性
- イ 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ウ 地域の地形、危険場所
- エ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- オ 地域社会への貢献
- カ 応急対応、復旧・復興に関する知識

（2）災害への備え

- ア 最低3日間、できれば1週間分以上の飲料水、食料、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活物資の備蓄
- イ 非常持ち出し品（貴重品、避難用具、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食、衛生用品、家族構成に合わせて紙おむつや粉ミルク等）の準備
- ウ 自動車等へのこまめな満タン給油等
- エ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

- オ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策
- カ 指定緊急避難場所・安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所・避難路・指定避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認
- キ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- ク 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加
- ケ 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性
- コ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難といった避難情報の発令時にとるべき行動
- サ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- シ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- ス 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動
- セ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ソ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- タ 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないような、「暴力は許されない」という意識

(3) 災害時の行動

- ア 身の安全の確保方法
- イ 情報の入手方法
- ウ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- エ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
- オ 津波発生時（強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れが継続した場合）にとるべき行動、国が普及啓発を図る津波フラッグ（赤と白の格子模様の旗）の意味
- カ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- キ 避難行動要支援者への支援
- ク 初期消火、救出救護活動
- ケ 心肺蘇生法、応急手当の方法
- コ 避難生活に関する知識
- サ 自らの安全を確保のうえ、応急対応等の防災活動への参加
- シ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- ス 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力

2 普及啓発の方法

(1) パンフレット等による啓発

防災パンフレット、ビデオ等を活用するとともに、市広報及びテレビ、ラジオなどのマスメディア、ホームページ（インターネット）を活用した普及啓発を実施する。内容については、東日本大震災、平成28年（2016年）熊本地震等の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに、視覚障害者・聴覚障害者や外国人等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

(2) 活動等を通じた啓発

水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティアの週間及び津波防災の日をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、市民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

(3) 総合防災マップを活用した防災知識の啓発

総合防災マップは、地域住民に各地域の危険情報や防災情報を伝えるものであるが、マップを活用して地域住民同士で防災に対して議論を行い、防災マップの内容をより良いものに更新していくことが重要である。市は、このマップを活用して、自助、共助が向上し、地域防災力が高まるよう防災知識を普及する。

3 消防団等による防災教育

市及び府は、消防団が柏原羽曳野藤井寺消防組合等と連携を図りつつ、小学校等において防災教育や訓練を行うことにより、市民の防災意識の高揚、災害時の対応力が強化できるよう支援する。

第2 災害教訓の伝承

市及び府は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

第3節 自主防災体制の整備

市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

第1 地区防災計画の策定等

市域内の一定の地区内の市民及び当該地区に施設を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を地区防災計画の素案として柏原市防災会議に提案することができる。

市は、地区居住者等から本計画に地区防災計画を位置づけるよう提案があり、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

策定に当たっては、高齢者、障害者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画を促進し、その実施に努める。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第2 自主防災組織の育成

市は、市民組織の防災活動への取組について啓発し、自主防災組織の結成及び育成、消防団や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努める。

さらに、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、高齢者や障害者、女性、こどもたちの参画の促進に努める。

1 自主防災組織の活動内容

(1) 平時の活動

- ア 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など）
- イ 災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の頒布あつ旋、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- ウ 災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、避難場所・避難路・避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）
- エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・避難場運営・炊き出し訓練など）
- オ 復旧・復興に関する知識の習得

(2) 災害時の活動

- ア 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など）
- イ 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）

第3章 第3節 自主防災体制の整備

- ウ 出火防止・初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救援情報などの市民への周知など）
- オ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）
- カ 指定避難所の自主的運営

2 各種組織の活用

婦人防火クラブ、幼年消防クラブ、少年消防クラブなど防災・防火に関する組織のほか、婦人会、青年団、自主防犯組織、赤十字奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

3 自主防災組織への支援

地域住民による自主防災組織が自発的に行う消火、救助及び救護活動に必要となる資機材の支援や技術的指導に努める。

(1) 資機材の支援

自主防災組織の活動に必要な資機材の支援に努める。

(2) 技術的指導

自主防災組織のリーダー研修等の実施に努め、防災活動の技術的指導、助言を行うとともに、防火・防災講習会、防災訓練、応急手当訓練等の支援に努める。また、教育啓発施設等を利用した体験教育等の実施に努める。

第3 事業者による自主防災体制の整備

従業員、利用者等の安全確保と、事業所が立地する地域での的確な防災活動を実施するため、事業者の防災体制の充実強化及び地域の自主防災組織との連携強化を図る。

1 啓発の内容

(1) 平時の活動

- ア 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
- イ 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
- ウ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）
- エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）
- オ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）
- カ B C P（業務継続計画）の作成・運用

(2) 災害時の活動

- ア 従業員・利用者の生命の安全確保（安否確認（従業員の家族含む。）、避難誘導、避難行動要支援者への援助など）
- イ 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ウ 出火防止・初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内での被害情報の市への伝達、救援情報などの周知など）
- オ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、帰宅困難者対策のための施設の開放など）

2 啓発の方法

府及び経済団体と連携して、事業者による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- (1) 広報誌などを活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等実施
- (4) 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

第4 救助・初期消火活動の支援

市は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要な場所に救助・救急用資機材を配置する。

第4節 避難行動要支援者支援体制の整備

災害時における要配慮者の安全・安心を確保するため、福祉のまちづくりを推進するとともに、避難行動要支援者（在宅要介護者）対策、社会福祉施設等における対策及び外国人への対策等を推進する。

第1 福祉のまちづくりの推進

市は、市域内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会等の相互の連携に努め、地域ぐるみの要配慮者支援体制づくりを推進する。あわせて、公共施設や道路（特に避難路となる歩行空間）の整備・改善を推進し、バリアフリー化を図るとともに、高齢者、障害者等の積極的な社会参加の促進と地域住民相互間のコミュニティ強化等、高齢者、障害者等にとって住みやすいまちづくりの推進を図る。

民間の施設についても、市民、企業、防災関係機関との連携を図り、都市環境の整備にあわせた防災環境の整備推進を図る。

第2 避難行動要支援者支援プランの作成

1 全体計画の策定

市では、地域や近隣住民による自助・共助を基本として、地域の実情に応じた避難行動要支援者の支援対策を推進するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年（2013年）8月策定）」及び府の「避難行動要支援者支援プラン作成指針（平成27年（2015年）2月改定）」をふまえ、柏原市避難行動要支援者支援プラン（全体計画）を策定している（平成29年（2017年）2月策定）。

避難行動要支援者支援体制の整備は、この計画を基本として推進することとする。

2 避難行動要支援者名簿の作成

平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

作成に当たっての詳細、及びその運用方法等については、次項第3で示す。

3 個別計画の策定及び管理・運用等

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平時から、避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報にかかる避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別計画の策定を進める。

- (1) 避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- (2) 消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市条例等の定めるところにより、あらかじめ個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。
- (3) 個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるとともに、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難

支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を講じる。

- (4) 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第3 避難行動要支援者名簿の作成・運用

1 避難行動要支援者の範囲

市は、名簿作成に当たって、避難行動要支援者の範囲を次のように設定する。

- (1) 立ち上がりや歩行などが自力でできない高齢者（介護保険における要介護認定3から5を受けている者）
- (2) 身体障害者手帳（1、2級）、療育手帳（A）又は、精神障害者保健福祉手帳（1級）を所持している者
- (3) 市の生活支援を受けている難病患者
- (4) 前各号にかかわらず、本人や家族、避難支援等関係者等により自ら避難することが困難な状態にあると判断された者で、避難行動要支援者名簿への掲載を希望する者

2 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であることから、消防機関、警察、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、地域包括支援センター、自主防災組織、福祉事業者、ボランティア団体に限定せずに、地域住民等の日常から避難行動要支援者とかかわる者や高齢者や障害者等の多様な主体の参画を促し、地域に根ざした幅広い団体の中から、避難支援者を決めることが必要である。また、より多くの避難支援等関係者を確保するに当たっては、年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得る必要がある。

3 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難の支援を行うための基礎となる名簿「避難行動要支援者名簿」を作成する（災害対策基本法第49条の10第1項）。

(1) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を掲載する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項（所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医等）

(2) 避難行動要支援者の把握

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、福祉部局等で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約し、その際、要介護状態区

第3章 第4節 避難行動要支援者支援体制の整備

分別や障害種別、支援区別に対象者の把握に努める。

また、市で把握していない情報については、府その他の関係機関に対して、関連情報の提供を求ることとする。

4 避難行動要支援者名簿の適正管理・更新等

市は、避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策を徹底する。

災害規模によっては、庁舎の被災等の事態が生じるなど、行政機能が著しく低下した場合であっても、避難行動要支援者名簿を活用することができるよう、バックアップ体制の構築に努めるとともに、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも保管する。

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、名簿情報を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、最新の状態に維持する。更新された情報は、市及び避難支援等関係者間で共有を図ることとする。

5 名簿情報の提供及び漏えい防止

市は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供するものとする。ただし、平時からの名簿情報の提供には、避難行動要支援者の同意が必要であるため、事前に名簿情報の提供の趣旨を説明し、平時からの名簿情報の提供について、本人の意思確認を行うものとする。

さらに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の措置を講じる。

- (1) 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限定して提供
- (2) 避難支援等関係者個人の災害対策基本法に基づく守秘義務の周知徹底
- (3) 受け取った名簿の施錠可能な場所への保管、必要以上の複製の禁止、閲覧者の限定等の指導及び関連する研修等の開催
- (4) 名簿情報の取扱い情報についての定期報告の実施

6 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者名簿に基づく避難支援等においては、避難支援等関係者は、本人又は家族等の生命及び身体の安全確保を最優先に、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で支援を行う。

そのため、市は、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮しつつ、被災状況によっては、避難支援等が困難となるおそれがあることを避難行動要支援者に十分に理解を得るよう周知する。

第4 社会福祉施設等における対策

1 防災活動マニュアルの策定

災害時の職員の活動任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者や家族への緊急連絡、地域との連携等を網羅した防災活動マニュアルを施設ごとに策定する。作成に当たっては、普段から施設を利用している人だけでなく、災害時に避難してくる要配慮者に対する対策も含めて作成する（要配慮者利用施設避難確保計画及び訓練等）。

2 防災訓練の実施

地域防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に消火や避難等が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。

3 施設等の安全対策

災害時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう、施設や付属する危険物を常時点検する。また、火気については、日頃より安全点検を行う。

4 地域社会との連携体制の確保

社会福祉施設の入居者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難に当たっては、施設職員だけでは人員が不十分である。よって、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりを推進する。

5 緊急連絡先の整備

緊急時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

第5 外国人への対策

市は、市内在住の外国人に対する防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、多言語に対応した情報提供や避難誘導等、外国人に配慮した支援に努める。

1 外国人に対する情報発信等による支援

外国人向け防災リーフレット等の広報印刷物の作成・配布し、防災教育・訓練や防災情報の提供に努める。

【防災リーフレットの記載内容】

- 市役所、出張所、指定避難所、医療機関等の防災関連施設の記載した地図等
- 被災時の連絡先等相談窓口
- 防災に対する備えや避難時の注意事項等
- その他防災に関する事項

また、指定避難所や避難路の表示など災害に関する案内板について、外国語の併記表示を推進するなど、情報提供や避難誘導において、多言語化や「やさしい日本語」の活用等に努める。

外国人観光客に対する支援として、府と連携して、ホームページやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の様々なツールを活用した多言語での情報発信や、駅周辺における多言語での情報提供の充実に努める。

2 避難所における支援

市は、柏原市国際交流協会と連携して、地域社会での支援体制を検討し、指定避難所での多言語対応や通訳・翻訳ボランティア派遣等、外国人市民支援のための体制整備に努める。

第6 その他の要配慮者に対する支援体制の整備

市は、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援体制の整備に努める。

1 円滑な避難のための情報伝達

(1) 避難情報の発令・伝達

市は、自然災害発生時に避難行動要支援者を含む要配慮者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、「高齢者等避難」等の避難情報は、その発令基準に基づき、適時適切に発令し、関係機関及び市民その他関係のある公私の団体に対して必要な情報を伝達する。

さらに、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下の配慮を行う。

- ア 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わりやすいようにすること
- イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- ウ 高齢者や障害者にあつた、必要な情報を選んで流すこと

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

避難行動要支援者の特性を踏まえつつ、確実に避難指示等の情報が伝達されるよう、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メールなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

2 地域住民による避難誘導・避難支援体制の整備

災害発生直後の要配慮者の避難誘導等は、地域住民により行われることが第一であり、消防団、自主防災組織等に対して、市は、日頃からの防災訓練において要配慮者の避難誘導・避難支援の徹底が図れるよう啓発する。

また、市は、平時から要配慮者本人の意思及びプライバシー保護に十分留意し、避難行動要支援者の所在等の把握、安否確認等の体制整備に努める。

市は、福祉避難所等において、避難行動要支援者の相談や介助等の支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

3 福祉避難所の指定・充実

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。具体的には、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談や介護・医療的ケアなどの必要な生活支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を福祉避難所（二次的な避難施設）として指定するとともに、福祉避難所の役割について市民に周知する。また、市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示するとともに前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

4 訓練の実施

市は、避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、自治会（町会）や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

第5節 学校の防災教育

第1 学校における防災教育

教育委員会及び防災関係機関は、学校園教職員、地域社会と協力して、園児・児童・生徒の防災教育を推進する。

1 教育関連施設の整備

小・中学校等の施設は地区防災拠点や指定避難所等として位置づけていることから、教育委員会は、施設の耐震診断、改修等、防災性能の向上を進める。

2 防災体制の強化充実

(1) 防災活動マニュアルの作成

教育委員会は、登下校時の対応を含め、各教育施設において教職員等が災害時に迅速に対応できる連絡体制の整備、地域住民を含めた明確な役割分担等を設けた実践的な防災活動マニュアル（要配慮者利用施設避難確保計画及び訓練等）を作成するとともに、適時内容の見直しを行う。

(2) 防災訓練の実施

各教育施設は、園児・児童・生徒及び保護者（地域住民）を交えた防災訓練を実施するとともに、在校園時中及び登下校園中等、災害の発生時間帯に応じた対応の明確化に努める。

(3) 災害時の備蓄品

各教育施設は、園児・児童・生徒が在校（在園）中の災害の発生により一時的に帰宅困難となつた場合に備え、各教育施設の実情に合わせて食糧や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備する。

3 教職員に対する防災教育の充実

教育委員会は、教職員に対し、自然災害等に関する正しい知識の啓発や各校園の実践的な防災教育の充実に努める。

(1) 普及内容

- ア 避難誘導、緊急地震速報を見聞きした場合を含む安全確保に関する知識
- イ 園児・児童・生徒の在校園時の場合
- ウ 学校園外での諸活動の場合
- エ 登下校園時
- オ 夜間・休日等
- カ 保護者との連絡及び保護者への園児・児童・生徒の引渡し
- キ 学校園の施設・設備の被災状況の点検
- ク 応急手当等看護に関する知識
- ケ 災害発生時に必要となる備蓄物資、通信手段に関する知識
- コ 災害担当者等の職員が配置されるまでの間、避難所運営にかかる業務に対応することを想定した体制とするとともに、具体的な対応方策について共通理解を図る。その際、園児・児童・生徒への対応と避難者への対応が同時的に求められる場合を想定し、事前に役割分担を明確化しておく。

(2) 普及方法

- ア 職員会議・校園内研修会等
- イ 学校園防災計画、時系列教職員活動マニュアルの作成

4 園児・児童・生徒に対する防災教育の充実

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校園等における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育が重要である。教育委員会は、園児・児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、幼稚園・小学校・中学校の発達段階に応じた防災教育を実施する。

また、府と連携して、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(1) 教育の内容

- ア 地震、風水害等災害に対する基礎知識
- イ 市が実施している地震対策概要
- ウ 災害情報の正確及び的確な入手方法
- エ 山崩れ、がけ崩れ等の危険地域等に関する知識
- オ 身の安全の確保方法、避難場所・避難路・避難所、避難方法、家族・学校園との連絡方法
- カ 学校園内における避難対策に関する知識
- キ 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持ち出し品の準備等
- ク ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成
- ケ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動に関する知識

(2) 教育の方法

- ア 特別活動の時間等の活用
- イ 防災教育のカリキュラム化
- ウ 防災教育啓発施設の利用
- エ 防災週間等において、地域住民等を交えた実践的な訓練の実施
- オ 教育用防災副読本、ビデオの活用
- カ 自主防災組織、ボランティア等との連携

5 学校・家庭・地域の連携強化

市は、地区防災拠点となる小・中学校等において、PTA、自主防災組織等が連携し、防災活動に取組めるよう、学校と家庭、地域との相互交流等に努め、連携強化を図る。

第2 保育所における防災対策

市は、保育所職員、地域社会と協力して、災害時における児童の安全確保のための予防措置を講じる。

1 施設整備及び設備等の安全確保

市及び施設管理者は、施設の防災性能の向上とともに、施設内の各設備・備品等について、転倒防止、落下防止等の対策に努める。

2 防災活動マニュアルの作成及び防災訓練の実施

乳幼児においては、年齢の違いによる理解の程度の差が大きく、また、言葉だけでの理解では不十分である。そのため、施設管理者は、施設管理者及び職員によって児童の安全を確保することを最優先として、災害時における避難・救助・救護、保育児童の所在管理等の防災活動マニュアルを作成するとともに、乳幼児及び保護者（地域住民）を交えた避難訓練を実施する。

3 職員に対する防災教育の充実

(1) 普及内容

- ア 避難誘導、緊急地震速報を見聞きした場合を含む安全確保に関する知識
- イ 児童の在所時の場合
- ウ 保育所外での諸活動の場合
- エ 登退所時
- オ 夜間休日等
- カ 保育児童の所在管理
- キ 保護者との連絡及び保護者への児童の引渡し
- ク 施設・設備の被災状況の点検
- ケ 応急手当等看護に関する知識

(2) 普及方法

- ア 職員会議・研修会等
- イ 保育所防災計画、時系列職員活動マニュアルの作成・実践・見直し

第6節 帰宅困難者支援体制の整備

市は、府と連携し、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するための支援等について検討する。

府は、市町村や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、関西広域連合と連携して事業者に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等について働きかける。

市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者を受け入れるため、宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求め、必要に応じて、一時滞在施設の受入先の確保を図るとともに、帰宅者が無事に帰ることができるよう、関西広域連合と協定を締結しているコンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供など徒歩帰宅支援を行う。

また、国、府、市、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバス等による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

なお、具体的な対策については、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組を行う。

第1 帰宅困難者対策の普及・啓発

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は府や関西広域連合と連携して、事業者等に対して次のような施設内待機等にかかる計画を策定するための働きかけを行う。

- (1) むやみに移動を開始することは避ける
- (2) 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動
- (3) 施設内等に滞在するために必要な物資の確保
- (4) 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知
- (5) 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）
- (6) これらを確認するための訓練の実施

第2 駅周辺における滞留者対策の体制確保

市は、駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、近鉄河内国分駅、JR柏原駅等の周辺において、公共施設の活用をはじめ、大学や民間事業者との協定を締結するなど、帰宅困難者の受入体制の整備を進める。また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。あわせて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。

第3 道路や鉄道の情報共有のしくみの確立と啓発

市は、府や関西広域連合と連携して主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有するしくみを確立するとともに、市民に対しこれらの情報入手方法について普及啓発を図る。

第3章 第6節 帰宅困難者支援体制の整備

また、情報の提供に当たっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取組む。

第4 代替輸送確保の仕組みの構築（バス等）

市は、鉄道の代替としてバスによる輸送が円滑に実施できるよう、近畿運輸局、道路管理者、交通管理者、各事業者等の防災関係機関と情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図る。

第5 徒歩帰宅者への支援体制の確保

1 徒歩帰宅者支援に対する民間事業者との連携体制の構築

市は、大阪市と奈良県との間に立地しており、市内で帰宅困難とならなかつた場合でも、徒歩帰宅する途中経路となる地域である。このため、市内で帰宅困難となった被災者のみならず、他地域で帰宅困難となり、徒歩帰宅途上において市を通過する被災者に対しても適切な支援ができるよう、民間事業者等と連携し、徒歩帰宅を支援する環境整備等、ソフト・ハードにわたる取組を進める。

2 給油取扱所における徒歩帰宅者への支援

大規模災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。

- (1) 一時休憩所として、飲料水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な経路に関する情報の提供

3 コンビニエンスストア・外食事業者による徒歩帰宅者への支援

関西圏域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。

- (1) 一時休憩所として、飲料水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な経路に関する情報の提供

第7節 ボランティア活動環境の整備

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与とともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけではなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、府、市町村は地域のボランティア活動の支援を行う。

さらに、府、市、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、柏原市社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

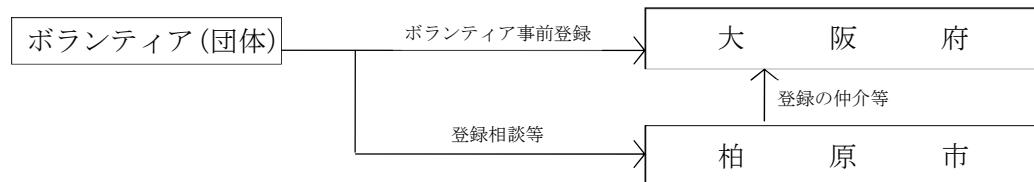
第1 受入体制の整備

1 柏原市災害ボランティアセンターの整備

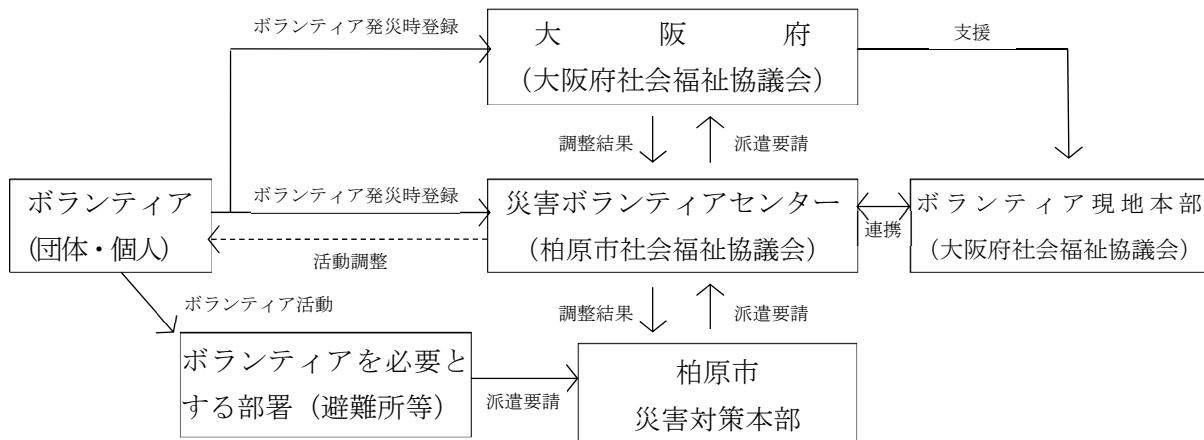
柏原市社会福祉協議会は、大阪府社会福祉協議会と連携し、災害時に、ボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための窓口（災害ボランティアセンター）を設置し運営する。

【一般ボランティアの受入体系】

(平時)



(災害時)



2 関係機関での連携体制の整備

市は、災害時に迅速にボランティアの受入れ、活動の調整が機能するよう、平時から柏原市社会福祉協議会や市内のボランティア組織と連携を図るとともに、事前に役割分担やコーディネートに関する調整をしておく。

3 ボランティアの受入れマニュアルの作成

市及び柏原市社会福祉協議会は、ボランティアの受入れに関するマニュアルを作成する。

第2 人材の育成

1 ボランティア人材の育成

府は、大阪府社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部と相互に連携して、ボランティア活動のリーダーやボランティア活動の諸調整を行うボランティアコーディネーターの養成を図る。市及び柏原市社会福祉協議会は、その研修会等の実施に協力する。

2 ボランティア意識の高揚

市は、柏原市社会福祉協議会と連携し、防災とボランティア週間（1月15日から21日）の諸事業を通じ、ボランティア意識の高揚等を図る。

第3 ボランティア活動の支援体制の整備

市は、災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、活動拠点、必要な資機材の提供等、ボランティアが活動しやすい環境づくり等の条件を整備する。

第4 ボランティアの事前登録

1 一般ボランティア

市は、柏原市社会福祉協議会と連携のもと、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、府が行う事前登録に協力する。

- (1) 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- (2) 指定避難所等における炊き出し、清掃等被災者支援活動
- (3) 指定避難所等における救援物資の積卸し、仕分け、配付
- (4) 高齢者・障害者等の要配慮者への援助
- (5) 軽易な応急・復旧作業
- (6) その他被災者に対する支援活動

2 専門ボランティア

専門ボランティアは、下記のような公的資格や特殊技術を持つ者であり、行政が十分に対応できない分野への協力者として期待される。市は、これらの専門ボランティアについて、事前登録制度の整備に努める。

- (1) ボランティアコーディネーター
- (2) アマチュア無線技士
- (3) 通訳（外国語・手話・点字）
- (4) 特殊車両等の操縦、運転の資格者等
- (5) 医療関係（医師、歯科医師、薬剤師、看護師等）

第5 情報共有会議の整備・強化

市及び府は、防災ボランティアの活動環境として、N P O・ボランティア等の三者で連携し、平時の事前登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第8節 企業防災の促進

事業者は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

また、市及び府は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

1 事業者

(1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business continuity plan）を策定し、運用するよう努める。

(2) 事業継続マネジメント（BCM[※]）の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものではなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

(ア) 防災体制の整備

- (イ) 従業員の安否確認体制の整備
- (ウ) 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備
- (エ) 防災訓練
- (オ) 施設の耐震化・耐浪化
- (カ) 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保
- (キ) 予想被害からの復旧計画の策定
- (ク) 各計画の点検・見直し
- (ケ) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (コ) 取引先とのサプライチェーンの確保

※事業継続マネジメント（BCM）

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置づけられる。（引用：内閣府作成 事業継続ガイドラインより）

(3) その他

- (ア) 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等にかかる業務に従事する企業は、府及び市町村との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。
- (イ) 事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大

防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

- (ウ) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
- (エ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

2 重要施設及び災害応急対策にかかる機関

病院や要配慮者にかかわる社会福祉施設等の人命にかかわる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

3 市

市は、こうした事業者の事業継続計画（B C P）の策定、事業継続マネジメント（B C M）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組を支援する。

なお、市は、商工会・商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第9節 防災に関する調査研究の推進

市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を実施するため、防災に関する調査研究等を推進する。

なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S NS（ソーシャルネットワーキングサービス）の活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。

第1 防災関係機関との地域防災計画にかかる情報交換

国、都道府県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における地域防災計画にかかる情報を把握するとともに、連絡を密にし、地域防災計画や地域防災計画にかかる調査研究の情報を交換する。

第2 防災に関する学術的刊行物、一般刊行物の収集整理

隨時、防災に関する学術刊行物の収集整理に努める。また、防災に関する一般刊行物についても、隨時、収集整理に努める。

第3 市の防災上問題となる事項の調査研究

東日本大震災、阪神・淡路大震災等の過去の災害の教訓を踏まえて、市の防災上問題となる事項についての研究を進め、市の防災対策に生かす。

- 台風
- 洪水
- 地震
- 液状化
- 地すべり、斜面崩壊、土石流
- 最新の情報通信等を生かした災害時の情報システムに関すること
- 地域防災計画の周知徹底に関すること
- 防災拠点の整備に関すること
- 都市防災構造化対策に関すること
- 総合的な避難システムに関すること
- 空地(オープンスペース)の利用に関すること
- 要配慮者対策に関すること
- 緊急輸送システム(指定避難所まで着実に緊急物資を届けるラスト・ワン・マイル輸送、燃料確保含む。)に関すること

